

令和2年12月16日

令和2年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和2年12月15日 開会

令和2年12月18日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和2年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和2年12月16日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	伊藤 英人君	第2番	森田 紀子君	第3番	相田恵美子君
第4番	小山 辰美君	第5番	木村 圭君	第6番	大澤由香里君
第7番	澤本 幹男君	第8番	小峰 陽一君	第9番	石田 芳英君
第10番	宮野 亨君	第11番	高橋 邦男君	第12番	原島 幸次君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 滋隆君 議会係長 徳王 真理君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	新島 和貴君	総務課長	天野 成浩君
危機管理担当主幹	大串 清文君	住民課長	加藤 芳幸君
福祉保健課長	菊池 良君	観光産業課長	杉山 直也君
環境整備課長	坂村 孝成君	会計管理者	坂本 秀一君
教育課長	岡野 敏行君	病院事務長	須崎 洋司君

令和2年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和2年12月16日(水)

午前10時00分 開議

会 期 令和2年12月15日～12月18日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第73号	令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
3	議案第74号	令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決
4	議案第75号	令和2年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	原案可決
5	議案第76号	令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
6	議案第77号	令和2年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
7	陳情第2号	奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書	趣旨採択

(午後2時54分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 73 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 3 議案第 74 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、日程第 4 議案第 75 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 5 議案第 76 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 6 議案第 77 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）、以上 5 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） それでは、議案第 73 号から議案第 77 号までの令和 2 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 5 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、タブレット中央上部に表示しておりますページでご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、議案第 73 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

41 分の 1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,551 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78 億 3,511 万 5,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるもの。

第 2 条継続費の補正でございますが、既定の継続費の追加及び変更は、「第 2 表継続費補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

使用料及び手数料のうち、使用料は夏期期間、一般開放した古里小学校プールの使用料の減に伴い、2 万 1,000 円を減額し、使用料及び手数料の合計を 1 億 1,591 万 3,000 円に、国庫支出金のうち、国庫負担金は、国民健康保険保険基盤安定繰出負担金の増に伴い、5

万円を追加、国庫補助金は、学校保健特別対策事業費補助金などの増に伴い、265万2,000円を追加し、国庫支出金の合計を9億7,985万4,000円に、都支出金のうち、都負担金は、区市町村立学校における新型コロナウイルス感染症対策補助金などの増に伴い、185万2,000円を追加、都補助金は、東京都僻地診療所医療機器整備費補助金などの増に伴い、1,571万6,000円を追加、都委託金は、10万4,000円を追加し、都支出金の合計を28億9,612万5,000円に、財産収入のうち、財産運用収入は、定住対策用地貸地料を2万3,000円追加し、財産収入の合計を4,235万2,000円に、繰入金のうち、基金繰入金は、東京都森林経営管理制度協議会負担金として森林環境整備基金繰入金195万3,000円を追加し、繰入金の合計を2億9,425万円に、諸収入のうち、貸付金元利収入は、令和元年台風第19号救済資金償還金により10万4,000円を追加、雑入は、多摩島しょ広域連携活動助成金の減等に伴い、691万6,000円を減額し、諸収入の合計を4億6,113万4,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,551万7,000円を追加し、歳入の合計を78億3,511万5,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は16万2,000円を追加し、議会費の合計を9,395万6,000円に、総務費のうち、総務管理費は、電子計算開発費で西多摩郡町村電算共同利用システム更新委託の委託金額が確定したことの減などに伴い、6,925万8,000円を減額、徴税費は、人件費の増に伴い、8万円を追加、戸籍住民基本台帳費は、10万6,000円を追加、選挙費は、町長選挙費の不用額により291万円を減額、統計調査費は、経済センサス統計調査費及び国勢調査費の増に伴い、11万5,000円を追加、監査委員費は、人件費で32万5,000円を追加し、総務費の合計を9億1,073万4,000円に、民生費のうち、社会福祉費は、障害者自立支援給付支払等システム改修委託及び国都過年度補助金返還金等の増に伴い、1,104万3,000円を追加、児童福祉費は、修繕費等の増に伴い、15万5,000円を追加、国民年金費は、2万円を追加し、民生費の合計を12億7,779万円に、衛生費のうち、保健衛生費は、高齢者インフルエンザ予防接種委託の増等に伴い、1,101万7,000円を追加、清掃費は、最終処分場浸出水処理施設関連の委託等の減により、439万円を減額し、衛生費の合計を5億4,766万7,000円に、農林水産業費のうち、農業費は、簡易給水施設修繕費の増等に伴い、134万4,000円を追加、林業費は、東京都森林経営管理制度協議会負担金の増及び会計年度任用職員人件費の減等に伴い、20万8,000円を追加し、農林水産業費の合計を7億7,955万8,000円に、商工費は、観光費で、もえぎの湯灯油ボイラー設置設計委託等の増に伴い、63万1,000円を追加し、商工費の合計を3億8,770万1,000円に、土木費のう

ち、土木管理費は、4万2,000円を減額、道路橋梁費は、町道維持補修工事の増に伴い、1,000万円を追加、河川費は、河川維持工事の増に伴い、130万円を追加、住宅費は、町営若者住宅等建設事業費の増等に伴い、1,463万8,000円を追加、4ページをご覧ください。下水道費は、下水道特別会計繰出金の増に伴い、1,200万円を追加し、3ページにお戻りください。土木費の合計を13億8,204万7,000円に、4ページにお戻りください。消防費は、消防事務委託費負担金の増、地域防災計画作成業務委託の減に伴い、314万4,000円を減額し、消防費の合計を3億3,279万5,000円に、教育費のうち、教育総務費は、職員人件費の減等に伴い、84万3,000円を減額、小学校費は、新型コロナウイルス感染症対策用備品の購入等により、269万5,000円を追加、中学校費は、2,000円を減額、給食費は、37万7,000円を追加、社会教育費は、子ども国際交流音楽祭負担金、神津島洋上セミナー負担金の減等に伴い、853万5,000円を減額、保健体育費は、古里小プール監視業務委託費の減に伴い、306万4,000円を減額し、教育費の合計を6億4,000万4,000円に、災害復旧費のうち、過年度災害復旧費は、令和元年台風第19号災害復旧事業費の増に伴い、38万8,000円を追加、新型コロナウイルス感染症対策費は、奥多摩病院事業支援金の増に伴い、4,106万3,000円を追加し、災害復旧費の合計を12億3,512万円に、諸支出金は、定住促進基金費で、基金繰出金の増に伴い、2万3,000円を追加し、諸支出金の合計を82万8,000円に、予備費は、予備費調整により1万5,000円を追加し、予備費の合計を3,542万1,000円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の1,551万7,000円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の78億3,511万5,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。第2表継続費補正でございます。1の継続費の追加でございますが、款9消防費、項1消防費、事業名、地域防災計画更新事業で、総額は700万円、年割額は、令和2年度が0、令和3年度が700万円となります。

2の変更につきましては、事業名、西多摩郡町村電算共同利用システム事業で、総額は、補正前が2億820万円、補正後が7,122万7,000円、年割額につきましては、補正前が令和2年度1億410万円、令和3年度1億410万円、補正後が令和2年度1,493万1,000円、令和3年度5,629万6,000円となります。

以上で、議案第73号の説明を終わります。

次に、議案第74号 令和2年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

タブレットの8分の1ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第

1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 9,775 万 3,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

都支出金のうち、都補助金は、都費補助金の増に伴い、56 万 1,000 円を追加し、都支出金の合計を 6 億 1,763 万 1,000 円に、繰入金のうち、他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の増に伴い、20 万 3,000 円を追加し、繰入金の合計を 6,223 万 8,000 円に、諸収入のうち、雑入は、1,000 円を追加し、諸収入の合計を 15 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、76 万 5,000 円を追加し、歳入の合計額を 7 億 9,775 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

国民健康保険事業費納付金のうち、医療給付費分及び後期高齢者支援金等分は、それぞれ見込額の減に伴い、合計で 65 万円を減額し、国民健康保険事業費納付金の合計を 1 億 6,620 万 1,000 円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、国都支出金等返還金の増により、141 万 5,000 円を追加し、諸支出金の合計を 1,112 万 9,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 76 万 5,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 7 億 9,775 万 3,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。

次に、議案第 75 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 598 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3,032 万 7,000 円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫補助金は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の増に伴い、74 万 8,000 円を追加し、国庫支出金の合計を 99 万 8,000 円に、繰入金のうち、一般会計

繰入金は、療養給付費繰入金の増に伴い、524 万円を追加し、繰入金の合計を 1 億 3,722 万 6,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、598 万 8,000 円を追加し、歳入の合計額を 2 億 3,032 万 7,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、システム改修委託の増に伴い、74 万 8,000 円を追加し、総務費の合計を 430 万 7,000 円に、広域連合納付金は、療養給付費負担金の増に伴い、524 万円を追加し、広域連合納付金の合計を 2 億 1,135 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 598 万 8,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 2 億 3,032 万 7,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 75 号の説明を終わります。

次に、議案第 76 号 令和 2 年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,200 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3,400 万円とするものでございます。

2 項といたしまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、一般会計繰入金は、各事業への繰入金として 1,200 万円を追加し、繰入金の合計を 5 億 6,131 万 8,000 円とするもので、今回の歳入補正額は、1,200 万円を追加し、歳入の合計を 6 億 3,400 万円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、消費税及び地方消費税の増等に伴い、779 万 8,000 円を追加し、総務費の合計を 2 億 599 万 3,000 円に、事業費のうち、下水道事業費は、18 万円を追加、浄化槽市町村整備推進事業費は、浄化槽設置工事費の増等に伴い、370 万 5,000 円を追加し、事業費の合計を 5,745 万 7,000 円に、予備費は、予算調整により、31 万 7,000 円を追加し、予備費の合計を 93 万 6,000 円とするもので、今回の歳出補正額は、歳入補正額と同額の 1,200 万円を追加し、歳出の合計を歳入の合計額と同額の 6 億 3,400 万円とするものでございます。

以上で、議案第 76 号の説明を終わります。

次に、議案第 77 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。第 1 条は、総則となります。

第 2 条令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計予算第 2 条に定めた業務の予定量、（2）年間患者数入院「8,030 人」を「6,205 人」に、外来「1 万 4,547 人」を「1 万 2,360 人」に、（3）一日平均患者数入院「22 人」を「17 人」に、外来「51 人」を「42 人」に改める。

第 3 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するというこ
とで、収入の病院事業収益のうち、医業収益は、4,100 万円を減額、医業外収益は、
4,000 万円を追加し、病院事業収益の合計額を 5 億円に、支出の病院事業費用のうち、医
業費用は、150 万円を減額、医業外費用は、50 万円を追加し、病院事業費用の合計を収入
と同額の 5 億円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。第 4 条予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次
のとおり補正するというこ
とで、収入の資本的収入のうち、都支出金を 415 万円追加し、
資本的収入の合計を 1,115 万円に、支出の資本的支出のうち、建設改良費を 415 万円追加
し、資本的支出の合計を 1,900 万 5,000 円とするものでございます。

第 5 条予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、
（1）職員給与費「3 億 2,960 万 9,000 円」を「3 億 2,637 万円」に改めるものでござい
ます。

次に、第 6 条予算第 7 条に定めた他会計からの補助金、（1）一般会計補助金「8,000
万円」を「1 億 2,000 万円」に改めるものでございます。

以上で、議案第 77 号の説明を終わります。

以上で、議案第 73 号から 77 号までの 5 会計について補正予算の提案の説明をさせてい
ただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜
り、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（原島 幸次君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いいたします。説明は、自席に着席したままで簡潔に行っ
ていただくよう、お願いいたします。

はじめに、議案第 73 号について各課長から順次所管の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 議案第 73 号 令和 2 年度奥多摩町一般会計補正予算（第
4 号）の内容についてご説明いたします。

はじめに、8ページをご覧ください。歳入でございます。

款 13 使用料及び手数料、項 01 使用料、目 06 教育使用料 2 万 1,000 円の減額は、説明欄、学校プール使用料を皆減するもので、新型コロナウイルス感染症予防対策として町外の方の学校プール開放事業の利用を取りやめたものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、款 14 国庫支出金、項 01 国庫負担金、目 01 民生費国庫負担金 5 万円の増額は、説明欄に記載の国民健康保険保険基盤安定繰出負担金の交付決定に伴い、増額を見込むものです。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、項 02 国庫補助金、目 02 民生費国庫補助金では、節 01 社会福祉費補助金において障害者総合支援事業費補助金 71 万 2,000 円を増額するもので、これは令和 3 年度障害者自立支援給付報酬改定に対応するシステムを改修するため計上するものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 目 05 教育費国庫補助金、節 02 教育総務費補助金 194 万円の増額は、学校保健特別対策事業費補助金を増額するもので、歳出でもご説明いたしますが、教員用のデジタル教科書や関連機器を購入しようとするもので、補助率は 2 分の 1 になります。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、款 15 都支出金、項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 10 万 2,000 円の増額は、説明欄に記載のとおり、国庫負担金同様、国民健康保険保険基盤安定繰出金負担金の交付決定に伴い、増額を見込むものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 目 04 教育費都負担金、節 01 教育総務費負担金 175 万円の増額は、感染症対策のためのマスク等購入支援事業補助金が 100 万円及び先ほどのデジタル教科書等購入の国庫補助金を差し引いた残額に都が 2 分の 1 を補助するものが 75 万円になります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金では、節 01 社会福祉費補助金において介護施設等の消毒・洗浄経費支援事業補助金 103 万 3,000 円を増額するもので、こちらは地域包括支援センター内で新型コロナウイルスの感染者及び保健所が濃厚接触者と判断したものが発生した場合に物品等の消毒・洗浄を行う経費として補助金が交付されることになったため、計上をするものです。

次の目 03 衛生費都補助金では、節 01 保健衛生費補助金において高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種特別補助金 592 万 5,000 円を増額するもので、これは、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、季節性インフルエンザの流行期に備え、高齢者等のインフルエンザ予防接種をより多くの方が接種できるよう、令和 2 年度について

は、予防接種の自己負担 2,500 円が 65 歳以上の方などが無償化となり、その分が交付されることとなったため、その見込みの対象者分 2,370 人分を計上するものです。

次の東京都へき地診療所医療機器整備費補助金 655 万 8,000 円の増額は、古里診療所の老朽化によるレントゲン機器の購入費の補助金、こちらが交付されることになったため、計上をするものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 目 08 教育費都補助金、節 01 教育総務費補助金 220 万円の増額は、奥多摩中学校特別支援教室開設工事における内装木質化工事に対する補助金で、補助率は 2 分の 1 になります。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項 03 都委託金、目 01 総務費委託金は、10 万 4,000 円の増額となります。内容として節 03 統計調査費委託金で、説明欄記載の経済センサス調査費の増額で、東京都からの交付決定通知によるものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、款 16 財産収入、項 01 財産運用収入、目 01 財産貸付収入、節 01 貸地料 2 万 3,000 円の増額は、令和元年度に定住対策用地として寄附をしていただいた奥多摩町氷川 1,309 番 1 の敷地内の一部に個人の住居があるため、その土地使用料を従前の契約に基づき、年額 2 万 3,000 円を納めていただくものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は、款 18 繰入金です。項 02 基金繰入金、目 06 森林環境整備基金繰入金 195 万 3,000 円の皆増は、説明欄記載の東京都森林経営管理制度協議会負担金に当該基金を充当するもので、詳細につきましては歳出でご説明いたします。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 20 諸収入、項 03 貸付金元利収入、目 01 民生費貸付金元利収入、節 01 災害援護貸付金元利収入において 10 万 4,000 円の増額は、令和元年台風第 19 号救済資金償還金によるもので、被災者からの生活必需品等購入資金、令和 2 年度分償還金を計上するものです。

○教育課長（岡野 敏行君） 次に、項 05 雑入、目 06 東京都市長会助成金、節 01 多摩・島しょ広域連携活動助成金 693 万 6,000 円の皆減は、新型コロナウイルスの影響により、子ども国際交流音楽祭と神津島洋上セミナーを中止したことによるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次の目 08 次世代自動車振興センター補助金は、節 01 クリーンエネルギー自動車導入事業補助金 2 万円を増額するもので、当初予算で 20 万円を予算計上しておりましたが、補助金限度額の変更に伴い増額するもので、補助金全体では 22 万円とするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 恐れ入ります、ここからは人件費につきまして総括的に説明をさせていただきます。恐れ入ります、タブレット 37 ページ、給与費明細書をご覧ください。

37 ページは、1、特別職の給与費明細書でございます。下段の比較の欄をご覧ください。給与費の報酬のその他 8 万 7,000 円の減額は、町長選挙に係る委員等の報酬及び国勢調査に係る調査員報酬の確定に伴うもの、次の給料は、長等で 93 万 4,000 円の減額と次の地域手当 7 万 5,000 円の減額は、それぞれ年間所要額を見込み、給与費計では 109 万 6,000 円を減額し、共済費は、長等、その他教育長分で 93 万 4,000 円を増額するもので、それぞれ年間の所要額を見込み、合計では 16 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に、38 ページをご覧ください。2、一般職、（1）の総括でございますが、内訳といたしまして、次の 39 ページ、ア、常勤職員と次の 40 ページのイ、会計年度任用職員分の統括となります。

はじめに、39 ページのア、常勤職員分からご説明させていただきます。比較の欄でございますが、給与費で給料は 244 万 3,000 円の減額で、派遣職員交代及び年間所要額の見込みを調整するもの、次の職員手当の 125 万 7,000 円の増額は、年間所要額を見込むもので、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄をご覧ください。扶養手当の 8 万 4,000 円の減額は、被扶養者の減によるもの、次の地域手当の 63 万 7,000 円の増額と、次の超過勤務手当の 103 万 3,000 円の減額は、それぞれ年間所要額を見込み、通勤手当の 15 万 3,000 円の減額は、通勤経路の変更によるもの、次の特殊勤務手当の 1 万 4,000 円の減額は、危険手当の対象者の減によるもの、下段の区分の期末勤勉手当 35 万 6,000 円の増額と次の退職手当組合負担金の 174 万 3,000 円の増額は、それぞれ年間所要額の調整によるもの、次の児童手当の 19 万 5,000 円の減額は、年齢到達によるもの、上段の給与費計では 118 万 6,000 円の減額となり、隣の共済費の 112 万 3,000 円の増額は、標準報酬額改定によるもので、合計では 6 万 3,000 円を減額するものでございます。

次に、40 ページをご覧ください。イの会計年度任用職員でございます。比較の欄で職員数の変更はございません。給与費で、報酬 88 万 6,000 円の増額は、年間所要額を見込み、給料の 173 万 8,000 円の減額、次の職員手当の 3 万円の減額、1 つ飛ばして共済費の 59 万円の減額は、会計年度任用職員の減によるもので、合計では 147 万 2,000 円の減額となるものでございます。

なお、下段の職員手当の内訳は、会計年度任用職員の減と年間所要額の調整によるものでございます。

恐れ入ります、タブレット 38 ページをお願いいたします。2の一般職の(1)総括にお戻りください。ただいまご説明いたしましたアの常勤職員分とイの会計年度任用職員分の費用を合わせたもので、比較の人数と金額のみご説明させていただきます。比較の欄の職員数の変更はございません。次の給与額の報酬は、88万6,000円の増額、次の給料は、418万1,000円の減額、次の職員手当は、122万7,000円の増額となり、職員手当の内訳は下表となります。比較の欄をご覧ください。扶養手当は、8万4,000円の減額、次の地域手当は、50万7,000円の増額、2つ飛ばして超過勤務手当は、93万3,000円の減額、次の通勤手当は、14万3,000円の減額、特殊勤務手当は、1万4,000円の減額、下段に移り、期末勤勉手当は、25万6,000円の増額、次の退職手当組合負担金は、174万3,000円の増額、次の児童手当は、10万5,000円の減額で、上段の給与費計では206万8,000円の減額となり、隣の共済費は、53万3,000円の増額で、合計では153万5,000円の減額となるものでございます。

以上で、給与費の説明を終わります。

○議会事務局長(原島 滋隆君) 次に、タブレット画面中央上部にございます41分の11をお開きください。歳出であります。

款01議会費、目01議会費、(02)議会運営費は、16万2,000円の増額を見込むもので、内容として、現在議場で使用していますマイクが本年末で製造・販売とも終了となることから、節10需用費4万8,000円の増額は、故障しているマイク1本の修繕を、次の節17備品購入費11万4,000円の増額は、予備としてマイク1本の購入を計上したことを見込んだことによるものです。

○議長(原島 幸次君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いましたが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、午前11時より再開といたします。

午前10時44分休憩

午前11時00分再開

○議長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計、歳出の総務費からの説明を行います。総務課長。

○総務課長(天野 成浩君) タブレット11ページからは、款02総務費でございます。項01総務管理費、目01一般管理費ですが、総額で297万6,000円の増額となります。内

訳として、(01) 一般管理費 270 万 6,000 円の増額は、節 01 報酬は、会計年度任用職員の 1 名分の増によるもの、節 02 給料から節 04 共済費まで、特別職、一般職職員、会計年度任用職員の人件費の所要額の調整によるものでございます。

次に、12 ページをご覧ください。節 10 需用費 9 万 5,000 円の増額は、内訳として説明欄記載の事務消耗品費 7 万 5,000 円、食糧費 7,000 円、印刷製本費では町章入り賞状印刷 1 万 3,000 円をそれぞれ増額するものでございます。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 20 万円の計上は、説明欄記載の被災町村見舞金で、令和 2 年 7 月豪雨災害により被災した町村に対する見舞金です。令和 2 年 7 月豪雨は、九州地方をはじめ、西日本から東日本までの広範囲にわたり、記録的な集中豪雨が続き、特に、熊本県を中心に各地で死者、行方不明者等が発生し、土砂の崩落等により多数の集落、住宅が孤立するなど、大きな被害をもたらした。被災地では住民の生活再建及び復旧作業に全力で取り組んでおります。被災された町村、熊本県、大分県、山形県、岐阜県、島根県、佐賀県の救済及び早期復旧復興等を支援するため、見舞金を東京都町村会が取りまとめ、各県町村会を通じて被災町村に送るものでございます。

次の(04) 庁舎管理費 27 万円の増額は、内訳として節 10 需用費では、庁舎前の花壇用消耗品費 3 万円を計上し、次の節 11 役務費では、電話等回線料 24 万円を増額するものでございます。

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 次の目 06 財産管理費 60 万 1,000 円の増は、節 10 需用費、細節 06 修繕費の増で、これは古里駅前の旧古里出張所建物の劣化した外階段部分のモルタルやタイル等を修繕するために計上するものです。

次の目 07 企画費は、254 万 2,000 円の減で、事業番号(02) 企画事業費では、節 12 委託料を 44 万円皆増するもので、これは説明欄に記載がございます現行のわさび LINE スタンプについて作成から数年が経過しましたが、ここで絵柄等について見直しを図り、新たな魅力を発信するために所要の予算を計上させていただくものです。

次の事業番号(03) 聖火リレー関連事業費は、298 万 2,000 円の減で、内訳としまして節 12 委託料が 201 万 8,000 円の皆増で、市長会助成金を活用してオリ・パラ機運醸成グッズとしてオリンピック聖火エンブレムキャップを作成するもので、13 ページにかけまして節 18 負担金・補助及び交付金で 500 万円を皆減しますが、これは、当初予算では聖火リレー関連事業負担金として計上させていただいておりましたが、東京 2020 大会の延期に伴い、予算の組み替えをさせていただき、委託料として事業執行をさせていただくものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算費は、総額で 8,690 万 9,000 円の減額となります。内訳として (01) 電子計算管理費 36 万 2,000 円の増額は、節 11 役務費で 28 万 5,000 円の増額となります。内訳としてシステム通信料によるもの、次の節 17 備品購入費 7 万 7,000 円の増額は、パソコン機器、Wi-Fi ルータ 2 台を購入するものでございます。

次の (02) 電子計算開発費 8,727 万 1,000 円の減額でございます。少し説明が長くなりますけれども、経過を含めてご説明させていただきます。西多摩郡の 4 町村共同で実施しております住民記録税収納システム及び新たに福祉系システムを加えるなど、西多摩郡町村電算共同利用システム更改委託として構築移行費を令和 2 年度当初予算に 1 億 410 万円を計上いたしました。今回、西多摩郡の 4 町村で共同事業の構築運用の契約確定に当たり、西多摩郡町村電算共同運営協議会を組織し、共同運営の事業期間を令和 3 年 10 月から 5 か年とし、共同運営に係わる契約形態として企画提案型のプロポーザル方式を採用し、3 事業者から企画提案を受け、最低価格となりました事業者、日本電子計算株式会社と契約確定を行ったものでございます。

4 町村の共同運営事業の 5 か年の全体契約は、税込み 10 億 1,734 万 720 円で、うち奥多摩町の構築運用費は、2 億 3,398 万 8,365 円、全体の 23%となっております。内訳といたしまして 2 か年の構築移行費は、税込み 5,873 万 6,425 円、5 か年の運用費は、税込み 1 億 7,525 万 1,940 円となりました。この結果、奥多摩町分として本年度の当初予算では、2 か年の構築移行費を継続事業費として 2 億 820 万円を計上しておりましたが、契約確定に伴い、7,122 万 7,000 円となり、1 億 3,697 万 3,000 円、65.8%の減額となりました。よって、本年度の当初予算額 1 億 410 万円を計上しておりましたが、構築費では 491 万 6,000 円となり、7,418 万 4,000 円、93.8%の減額、移行費では 1,001 万 5,000 円となり、1,498 万 4,000 円、59.9%の減額となり、本年度全体額では 1,493 万 1,000 円の構築移行費となりましたことから、8,916 万 9,000 円、85.7%を減額するものでございます。

また、次年度の物品費を含む構築移行費は、5,629 万 6,000 円で、別添の 5 ページ、継続補正の変更と 41 ページの調書のとおりでございます。

その他、開発費のシステム改修費といたしまして、新たに国民年金法施行令等の改正に係わるシステム改修作業委託 85 万 8,000 円、固定資産税システムコロナ特例対応パッケージ改修作業委託 46 万 2,000 円、固定資産税システム土砂災害印字機能追加作業委託 35 万 8,000 円、内部情報系システム無線アクセスポイント設置作業委託 22 万円の 4 件の改修費 189 万 8,000 円を計上し、電子計算開発費全体では 8,727 万 1,000 円を減額補正し、

補正後の予算額を 3,460 万円とするものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 09 地域振興費は、事業番号（01）コミュニティ施設管理費が 141 万円の増で、内訳としまして節 14 工事請負費が 61 万 8,000 円の増で、内訳としまして氷川コミュニティセンターにつきましては、当初予算に計上してございますが、玄関ドアの補修工事費が当初見込みより掛かったことによるものと、日原生活館につきましては、漏電があったため、電源設備交換工事費を計上するものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 79 万 2,000 円の増は、説明欄にございます生活館改修費等補助金を増額するものですが、中山自治会及び海沢自治会からの申請があり、外壁補修等、速やかに対応する必要があるため、増額計上させていただくものです。

次の目 10 基金運用費は、事業番号（01）財政調整基金費が 1,470 万円の増で、歳入歳出予算調整により生じた一般財源を財政調整基金に積み立てるものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、下段の目 11 車両費ですが、14 ページをご覧ください。（01）車両管理費 15 万 6,000 円の増額となります。内訳として節 10 需用費 7 万円、節 11 役務費 6 万 1,000 円及び節 26 公課費 2 万 5,000 円は、庁用車車検に係る費用をそれぞれ増額したものでございます。

次に、目 13 防犯対策費、（02）防犯施設整備費は、35 万円の増額で、節 14 工事請負費で説明欄記載の防犯施設整備費として防犯灯 3 か所 4 灯を設置するものでございます。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 02 徴税费、目 01 税務総務費 8 万円の増額は、職員人件費の所要額の調整によるものです。

次の項 03 戸籍住民基本台帳費 10 万 6,000 円の増額は、説明欄記載の消耗品の増額を見込むもので、内容につきましては、出生記念品として現在のオーダータイルに加え、多摩産材を使用した木製の多目的いすを追加するにあたり、増額を見込むものです。後ほどになりますが、サンプルがございますので、現物を見ていただければと考えております。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、15 ページをご覧ください。項 04 選挙費、目 03（01）町長選挙費は、291 万円の減額となります。令和 2 年 5 月 17 日に執行されました町長選挙費について執行費用が確定したため、節 01 報酬から次のページ 16 ページをご覧ください。節 13 使用料及び賃借料までの費用が確定したため、それぞれ不用額とし、執行費用の予算額を全体で 588 万 1,000 円とするものでございます。

次に、項 05 統計調査費、目 01 基幹統計費は、11 万 5,000 円の増額となります。内訳ですが、（01）経済センサス統計調査費 10 万 9,000 円の増額は、節 03 職員手当等から節 10 需用費までの調査に係わる準備事務の終了に伴い精査をしたものでございます。

次の(04) 国勢調査費 6,000 円の増額につきましても、節 01 報酬から節 10 需用費まで、調査終了に伴う精査を行ったものでございます。

次に、17 ページをご覧ください。項 06、目 01 監査委員費 32 万 5,000 円の増額は、節 03 職員手当等及び節 04 共済費の人員費の所要額の調整によるものでございます。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（菊池 良君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業番号（07）社会福祉協議会補助事業費では、令和元年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において 3 万 1,000 円を増額し、返還をするものです。

次に、(17) 国民健康保険事業費、節 27 繰出金 20 万 5,000 円の増額は、国及び東京都の交付決定に伴い、保険基盤安定繰出金の増額を見込むものです。

目 02 老人福祉費です。タブレット 18 ページをご覧ください。事業番号（01）高齢者福祉地域支援事業費から（05）高齢者火災安全システム事業費まで、令和元年度高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料におきましてそれぞれ説明欄記載の金額を増額し、返還をするものです。

(07) 高齢者自立支援住宅改修給付事業費では、節 19 扶助費において手すり、床の段差解消などや浴槽、流し洗面台、便器洋式化改修費による所要額を見込んで 84 万 1,000 円を増額するものです。

次の(08) 高齢者自立支援日常生活用具給付事業費、(09) 老人性白内障特殊眼鏡等費用助成事業費では、令和元年度高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料においてそれぞれ説明欄記載の金額を増額し、返還をするものです。

事業番号（10）高齢者外出支援サービス事業費では、令和元年度地域福祉推進及び高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において 19 万 4,000 円を増額し、返還をするものです。

次に、(13) 高齢者在宅サービスセンター事業費、節 11 役務費では、白丸デイサービスセンター森の時計の送迎車の更新購入により、自動車損害共済保険料 1 万 5,000 円を増額するものです。

タブレット 19 ページをご覧ください。事業番号（14）福祉モノレール等整備事業費、（15）人にやさしい道づくり整備事業費では、令和元年度地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において、それぞれ説

明欄記載の金額を増額し、返還をするものです。

次の(16)介護予防ケアマネジメント事業費では、節11 役務費におきまして電話料を1万2,000円増額するもので、その理由は、このコロナ禍において地域包括支援センターでの相談業務で電話の使用が多くなったため、その見込みにより計上するものです。

事業番号(20)生計困難者介護サービス利用者負担額軽減事業費では、令和元年度の都補助金の交付額の確定により、節22 償還金・利子及び割引料において9万7,000円を増額し、返還するもので、老人福祉費全体では197万円を増額するものです。

次に、目03 心身障害者福祉費では、事業番号(08)障害者総合支援事業費、節12 委託料におきまして令和3年度障害者自立支援給付報酬の改定に対応するため、障害者自立支援給付支払等システム改修委託費163万9,000円を増額するものです。

次の節22 償還金・利子及び割引料におきましては、令和元年度の国庫負担金の交付額の確定により、263万3,000円を増額し、返還し、令和元年度の都負担金の交付額の確定により、138万4,000円を増額し、返還し、障害者施策推進区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、110万8,000円を増額し、それぞれ返還をするものです。

次の(09)障害者医療事業費では、節22 償還金・利子及び割引料におきまして令和元年度の国庫負担金の交付額の確定により、145万円を増額、都負担金の確定に伴い、62万3,000円を増額し、返還をするもので、心身障害者福祉費全体で883万7,000円を増額するものです。

タブレット20ページをご覧ください。次に、項02 児童福祉費、目02 児童措置費、事業番号(01)保育所措置費では、節10 需用費におきまして、保育園通学路安全点検調査結果による飛び出し注意などの看板7か所分の購入として、消耗品費3万8,000円を増額するものです。

次に、目03 児童健全育成事業費、(01)放課後児童健全育成事業費、節04 共済費では、会計年度任用職員、学童保育指導員の社会保険料等を見込み、2万円を増額し、節10 需用費においては、修繕費9万7,000円を増額するもので、こちらは新型コロナウイルス感染症対策として、空気を循環させるサーキュレーターや空気清浄機を設置したことにより、専用回線等を増設するため、計上するものです。

次の項03 国民年金費、目01 国民年金総務費、(01)国民年金総務費、節04 共済費2万円の増額は、職員人件費の所要額の調整によるものです。

以上で、民生費の説明を終わります。

続きまして、款04 衛生費となります。項01 保健衛生費、目01 保健衛生総務費、事業

番号（01）保健衛生総務費、節 04 共済費では、人件費の調整により、共済組合負担金 20 万円を減額するものです。

タブレット 21 ページをお開きください。次の節 22 償還金・利子及び割引料では、令和元年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、24 万 1,000 円を増額し、返還をするものです。

事業番号（02）保健福祉センター管理費では、節 12 委託料において、防火設備定期報告業務委託費 20 万 9,000 円を増額し、（03）古里診療所事業費では、節 11 役務費におきまして、レントゲン機器入れ替えに伴う電子画像診断システム機器調整料といたしまして 5 万 5,000 円を増額、（04）古里歯科診療所事業費では、節 10 需用費におきまして、診察室の床修繕と医療機器のバキューム（口の中の老廃物を吸引する機器）、その部品の交換修繕費として 27 万 7,000 円を増額するもので、保健衛生総務費全体では 58 万 2,000 円を増額するものです。

次に、目 02 予防費です。事業番号（01）健康づくり推進事業費では、令和元年度医療保険政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料で 42 万 6,000 円を増額し、返還をするものです。

（03）感染症予防対策事業費では、節 12 委託料において、歳入でも説明いたしました。が、高齢者インフルエンザ予防接種の 65 歳以上の方などの自己負担額 2,500 円分の無償化分と、接種をされる方が今後多く見込まれるため、903 万 4,000 円を増額し、節 22 償還金・利子及び割引料におきましては、令和元年度の国庫補助金の交付額の確定に伴い、8 万 2,000 円を増額し、都補助金の交付額の確定により 6 万 3000 円を増額し、それぞれ返還をするものです。

22 ページをご覧ください。事業番号（08）健康増進法保健事業費から（14）心の健康対策事業費では、節 22 償還金・利子及び割引料において、令和元年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定に伴う返還金として説明欄記載の金額をそれぞれ増額し、返還するもので、予防費全体では、1,033 万 8,000 円を増額するものです。

目 03 母子保健事業費です。（08）5 歳児健康診査事業費、（12）乳幼児歯科相談・歯科検診事業費では、令和元年度医療保健政策区市町村包括補助事業補助金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において、それぞれ説明欄記載の金額を増額し、返還をするものです。

事業番号（16）未熟児養育医療事業費では、令和元年度の国都負担金の交付額の確定により、節 22 償還金・利子及び割引料において、それぞれ説明欄記載の金額を増額し、返

還をするものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、タブレット 23 ページをお願いいたします。款 04 衛生費、項 01 保健衛生費、目 01 環境衛生費 9 万円の減額は、節 03 職員手当等におきまして、児童手当等 20 万円の減額、04 共済費におきまして 1 万円を増額するものでございます。

次に、項 02 清掃費、目 01 清掃総務費 1 万 4,000 円の減額は、(01) 清掃総務費の節 03 職員手当等において特殊勤務手当を減額するもので、人件費の調整によるものでございます。

次に、目 02 塵芥処理費 437 万 6,000 円の減額は、(01) ごみ処理事業費において節 11 役務費の 7,000 円の増額は、高齢者ごみ出し困難者支援事業で使用する軽トラックリース車両の保険料を通知するもので、次の節 12 委託料 450 万 1,000 円の減額は、クリーンセンター内の廃棄物最終処分場において安全性が確認されたため、令和 2 年 8 月 28 日付で東京都知事から用途廃止の決定がなされたことに伴い、最終処分場の分析調査及び管理業務が不要となったため、説明欄記載 3 件の業務委託につきまして、それぞれ減額するものでございます。

次に、節 18 負担金・補助及び交付金の 3 万 6,000 円の増額は、実績により、生ごみ処理容器等補助金を増額するもので、内訳としまして生ごみ処理容器コンポスター購入補助金 1 基分 1 万 1,000 円の増額と電気式生ごみ処理機 1 基分 2 万 5,000 円の増額でございます。

次の節 26 公課費の 8 万 2,000 円の増額は、執行見込みにより、自動車重量税を増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） タブレット 24 ページをお願いいたします。款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業 (01) 農業推進協議会費 1 万 5,000 円の減額は、節 03 職員手当等で、人件費の調整によるものです。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、目 02 農業総務費 74 万 8,000 円の増額は、(03) 簡易給水施設管理費におきまして、節 10 需用費を増額するもので、内訳は、01 消耗品で、峰、安寺沢、農指の 3 施設において、ろ過砂目詰まり防止シートの購入を見込み、19 万 8,000 円を増額し、06 修繕費では、奥簡易給水施設の次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプの交換修繕及び奥簡易給水施設水源作業道の修繕等を見込み、55 万円増額するものでございます。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、目 03 農業振興費、事業 (01) 農業振興総務費

12万5,000円の増額は、節12委託料で、特産物加工体験施設アースガーデンの電気設備管理業務委託を計上するものです。

次に、事業(04)体験農園管理運営事業費48万6,000円の増額は、内訳として節03職員手当等19万円の増額は、人件費の調整によるもので、次の節10需用費23万1,000円の増額は、説明欄記載の05光熱水費で、実績見込みに基づき、電気及び水道料金の増額を見込むもので、次の06修繕費は、滞在型ラウベ9棟の外水道の蛇口交換修繕を行うものでございます。次の節12委託料6万5,000円の増額は、説明欄記載の滞在型ラウベ3棟のテラス部分に雨どいが設置されておらず、雨が直接テラスに落ちてしまうことから、利用者からの要望により設置を行うものです。

次のページをお願いいたします。項02林業費、目02林業振興費、事業(01)林業振興総務費195万3,000円の増額は、節18負担金・補助及び交付金で、令和2年11月16日に東京都及び多摩地域の森林を有する6市町村により設立されました東京都森林経営管理制度協議会への負担金を新たに計上するもので、その財源として、先ほど歳入で説明させていただきました森林環境整備基金繰入金を充てるものです。

平成31年4月1日に施行された森林経営管理法では、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と担い手を繋ぐシステムを構築する森林経営管理制度が開始されました。この制度では、森林所有者に代わり、当該森林の経営管理を市町村が主体となって森林経営管理を実施するために、森林所有者への意向調査や現地調査並びに経営管理集積計画の作成等の業務を行うこととされており、本制度の運用等を図るため、この協議会が設立されたものです。

なお、負担金の割合は、東京都が50%、残りの50%を6市町村で負担し、それぞれ私有林人工林面積の割合により按分されるものとなっております。

次に、目03森林費、事業(01)森林保全・活用総務費254万8,000円の減額は、内訳として節02給料から節04共済費までの人件費の調整によるものと、次の節10需用費2万円の増額は、安寺沢に設置しております森林モノレールが倒木により、レールが破損したため、その修繕費を計上するものでございます。

次に、事業(05)森林セラピー事業費6万4,000円の増額は、内訳として節10需用費4万円の増額は、実績見込みに基づきセラピーステーションの電気料を増額するもので、次の節11役務費2万4,000円の増額は、説明欄記載の火災保険料等で、次のページをお願いいたします。リース期間の満了により更新を行った自動車の損害共済保険料を増額するものでございます。

次に、事業（06）木質バイオマス推進事業費 73 万 9,000 円の増額は、内訳として節 10 需用費 10 万円の増額は、説明欄記載の修繕費を増額するもので、奥多摩総合開発に貸し出しておりました木質チップ運搬車両の車検費用を、次の節 11 役務費 4 万 4,000 円の増額は、同車両の車検登録諸費用と自動車自賠責保険料を、1 つ飛ばしまして、節 26 公課費 2 万 1,000 円の増額は、同車両の自動車重量税を計上するものでございます。

次に、1 つ上の節に戻りまして、節 22 償還金・利子及び割引料 57 万 4,000 円は、令和元年度の事業費確定に伴い、補助金の返還が生じたため、過年度補助金返還金を計上するものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 13 万 1,000 円の増額は、内訳として節 02 給料から節 04 共済費までの人件費の調整によるものです。

次に、目 02 観光施設費、事業（02）観光施設整備事業費 50 万円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載のもえぎの湯灯油ボイラー設置設計委託を新たに計上するものです。現在稼働しております「もえぎの湯」灯油ボイラーは、「もえぎの湯」建設当初に設置したもので、既に 22 年が経過し、耐用年数を超えており、設備の老朽化とともに、故障した場合の部品供給が難しくなってきたことから、新たに灯油ボイラーを設置するための設計委託を計上するものです。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、27 ページをお開き願います。款 08 土木費でございます。項 01 土木管理費、目 01 土木総務費 4 万 2,000 円の減額は、（01）土木総務費の節 03 職員手当等において扶養手当を減額するもので、人件費の調整によるものでございます。

次に、項 02 道路橋梁費、目 01 道路維持費 1,000 万円の増額は、（01）道路維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、道路パトロール及び住民からの通報連絡に基づき、老朽化が進んだ町道の排水施設や擁壁構造物等の維持補修工事に対応するため増額するものでございます。

次に、項 03 河川費、目 02 河川維持費 130 万円の増額は、（01）河川維持費の節 14 工事請負費を増額するもので、大丹波地内南沢水路の流路底盤の整備を予定し、増額するものでございます。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、（01）若者定住推進事業費 41 万 5,000 円の減額は、内訳といたしまして節 12 委託料 158 万 5,000

円の増額は、空家バンクに登録するために調査を行う空家活用業務委託5件分 38万5,000円と、次に、28ページをお開きください。寄附物件耐震診断業務委託2件分120万円を見込むものでございます。14 工事請負費 400 万円の減額は、寄附物件補修工事費を実績見込みにより減額するものです。18 負担金・補助及び交付金 200 万円の増額は、空家の除却費用等の助成金4件分を見込むものです。

次に、(02) 町営・公営住宅管理費 53 万 7,000 円の増額は、節 02 給与、節 03 職員手当までの所要額の調整により、増額するものです。

次に、03 町営若者住宅管理費 3 万円の増額は、節 10 需用費の光熱水費 3 万円の増額を見込むものでございます。

次に、目 02 住宅建設費、(01) 子育て応援住宅建設事業費 300 万円の増額は、内訳として節 12 委託料 200 万円の減額は、プロポーザル方式により実施したため、子育て応援住宅実施設計委託料を2棟分減額し、節 14 工事請負費 500 万円の増額は、地質調査を実施した結果、建築基準法及び東京都安全条例の基準を満たすために深基礎やコンクリート擁壁などの設置が必要になったため、造成部分の工事を増額するものでございます。

次に、(03) 町営若者住宅等建設事業費 1,148 万 6,000 円の増額は、内訳として節 12 委託料 70 万円の増額は、現在建設している氷川（南氷川）地内の町営若者住宅は、プロポーザル方式で実施したため、氷川（南氷川）地内町営若者住宅建設管理業務委託料 50 万円を減額し、次年度以降に氷川（大氷川）298 番地に町営若者住宅を建設するために氷川（大氷川）地内町営若者住宅造成設計業務委託料として120万円を増額するものです。

次に、29 ページをお開きください。節 16 公有財産購入費 1,078 万 6,000 円の増額は、白丸（丸の内）220 番1外3筆、1,251.37 平米を 683 万 3,000 円、小丹波（南ノ原）43 番1の一部外1筆、194.12 平米を 395 万 3,000 円で若者定住対策用地として購入するものでございます。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、項 05 下水道費、目 01 公共下水道費 1,200 万円の増額は、(01) 下水道事業特別会計繰出事業費の節 27 繰出金で、下水道特別会計繰出金を増額するものでございます。詳細につきましては、下水道事業特別会計補正予算にてご説明させていただきます。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次は、款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 01 (01) 常備消防費 131 万 3,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の消防事務委託費負担金の確定により増額するもので、令和2年度の消防事務委託費負

担金を1億2,511万6,000円とし、当初予算の借地料の計上額と合わせて予算額全体では1億2,610万2,000円とするものでございます。

次に、目02非常備消防費、(02)消防団費は、28万7,000円を増額するものです。内訳として節10需用費13万2,000円を増額、節11役務費5万2,000円を増額、恐れ入ります30ページをご覧ください。節26公課費10万3,000円を増額は、消防ポンプ自動車と積載車の車検時の所要費を増額するものでございます。

次に、目03消防施設費、(02)町単独消防施設整備事業費25万2,000円を増額は、節14工事請負費で、説明欄記載の防火水槽廃止工事を計上するもので、長畑地内に設置してありました防火水槽が老朽化したため、廃止するものでございます。

次に、目04、(01)防災費499万6,000円の減額となります。内訳ですが、節12委託料500万円の減額は、地域防災計画作成業務委託を減額するもので、継続費として令和2年度、令和3年度で事業を執行する予算といたしました。タブレットの5ページ、継続補正費及び41ページの調書にも2カ年の事業予算を計上させていただきましたが、地域防災計画に関連して、国は来年度、令和3年度に避難勧告並びに避難指示を一本化する方針を示しており、また、国の国土強靱化計画に基づき、各区市町村で策定するものとされている国土強靱化地域計画を今回改定を予定している地域防災計画に盛り込むため、令和3年度に700万円の継続予算編成を行い、計画の策定を行うものとして本年度の予算を皆減するものでございます。

次の節13使用料及び賃借料4,000円を増額は、大塚山中継局に設置してあります防災行政無線建物賃借料を増額するものでございます。

以上で、款09消防費の説明を終わります。

○教育課長(岡野 敏行君) 款10教育費です。項01教育総務費、目01教育委員会費、事業(01)教育委員会費、節08旅費27万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員の神津島村への視察研修を中止したことによるものです。

次に、目02事務局費、事業(01)事務局費、節03職員手当等58万8,000円の減額と節04共済費1万5,000円を増額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

31ページをご覧ください。項02小学校費、目01学校管理費、事業(02)古里小学校管理費、節10需用費25万円の増額と事業(03)氷川小学校管理費、節10需用費25万円の増額は、新型コロナウイルス感染症予防として、マスク、手袋、消毒液等の消耗品を購入しようとするものです。

次に、目02教育振興費、事業(01)小学校教育振興費、節12委託料65万円の減額は、

新型コロナウイルスの影響により、芸術鑑賞教室を中止したことによるもので、節 18 負担金・補助及び交付金 30 万円の減額は、オリンピック・パラリンピックが延期となったため、送迎のバス代を減額するものです。

次に、事業（04）古里小学校教育振興事業費、節 17 備品購入費 156 万 4,000 円の増額と事業（05）氷川小学校教育振興事業費、節 17 備品購入費、158 万 1,000 円の増額は、歳入でも説明しました教員用のデジタル教科書と操作用のパソコンを購入しようとするもので、音声、動画、アニメーション機能により、児童の学習意欲を高め、事業内容を理解しやすくすると共に、新型コロナウイルス感染拡大により、臨時休校となった場合に遠隔授業等を可能にするものです。

32 ページをご覧ください。項 03 中学校費、目 01 学校管理費、事業（02）奥多摩中学校管理費、節 17 備品購入費 79 万 8,000 円の増額は、生徒用いす 10 脚と空気清浄機 10 台を購入しようとするものです。

次に、目 02 教育振興費、事業（01）中学校教育振興費、節 12 委託料 80 万円の減額は、小学校と同様に、芸術鑑賞教室を中止したことによるものです。

事業（04）奥多摩中学校教育振興事業費は、財源の組み替えによるもので、増減はありません。

目 03 学校建設費、事業（01）中学校建設事業費も財源の組み替えによるもので、増減はございません。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費、事業（01）給食管理費、節 10 需用費 37 万 7,000 円の増額は、給食センターの食器洗浄機が経年劣化してきたため、ベルトコンベヤ一周辺の部品交換と調整を行うための修繕費となります。

33 ページをご覧ください。項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費、事業（01）社会教育総務費、節 03 職員手当等 70 万 5,000 円の減額と、節 04 共済費 3 万円の減額は、それぞれ人件費の調整によるものです。

事業（02）教育文化振興事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 640 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、海外受け入れ事業と、子ども国際交流音楽祭を中止したことによるものです。

目 02 青少年対策費、事業（01）青少年対策事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 204 万 5,000 円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、神津島洋上セミナーを中止したことによるものです。

目 04 水と緑のふれあい館事業費、事業（01）水と緑のふれあい館運営事業費、34 ペー

ジをご覧ください。節 03 職員手当 4 万円の減額は、人件費の調整によるもので、節 10 需用費 96 万円の増額は、新型コロナウイルス対策で 3Dシアターの 3D眼鏡を繰り返し使用するタイプから使い捨てタイプに変更すること及び消毒液を購入するための消耗品費、節 17 備品購入費 4 万円の増額は、非接触型体温計と消毒器を購入しようとするもの、節 18 負担金・補助及び交付金 100 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、春と秋のミニコンサート、春のフラダンスショー、水源地郷土芸能イベントを中止したことによるものです。

目 07 森林館費、事業 (01) 森林館事業費、節 10 需用費 62 万 5,000 円の増額は、森林館の映像装置の故障を修理しようとする修繕費です。

次に、項 06 保健体育費、目 01 保健体育総務費、事業 (01) 保健体育総務費、節 18 負担金・補助及び交付金 110 万円の減額は、新型コロナウイルスの影響により、加藤旗争奪駅伝大会を中止したことによるものです。

目 02 体育施設費、事業 (01) 学校開放事業費、節 12 委託料 196 万円の減額は、学校の夏休み期間短縮により、古里小学校プール開放事業の期間が短縮したため、監視業務委託料が減額になるためです。

款 10 教育費の説明は以上です。

○観光産業課長(杉山 直也君) 次に、款 11 災害復旧費です。項 03、目 01 過年度災害復旧費は、38 万 8,000 円を増額するもので、次のページをお願いいたします。事業 (01) 令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費で、山葵田災害復旧事業費に係る事業費の補正を行うものでございます。今回の補正内容といたしましては、現地確認ができていないワサビ田 85 か所の現地調査及び設計委託等を実施するとともに、復旧作業を更に進めるため、東京都及び山葵栽培組合と協議を行い、被災したワサビ田を山葵栽培組合員自身で復旧する自力復旧作業を行うためのものです。補正予算の内容といたしましては、内訳として節 11 役務費 38 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の山葵田災害復旧作業保険料で、自力復旧を希望される組合員への保険加入を行うもので、次の節 12 委託料 4,000 万円の増額は、先ほどご説明いたしました現地確認ができていないワサビ田 85 か所の災害復旧実施設計委託及び組合員自身による自力復旧作業を行うため、山葵栽培組合へ作業委託を行うものです。

次の節 14 工事請負費 4,000 万円の減額は、説明欄記載の農業施設災害復旧工事費を減額し、委託料へ事業費を振り替えるものです。

なお、補正後の農業施設災害復旧工事費は、8,168 万円となります。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 次に、項 04、目 01 新型コロナウイルス感染症対策費、事業（01）新型コロナウイルス感染症対策事業費は、4,106万3,000円の増額で、その内訳としましては節 10 需用費3万円の増額は、説明欄記載の消耗品費を増額するもので、氷川並びに古里学童保育会の感染症対策の消毒液や除菌シート、マスクなどを計上するものです。

次の節 12 委託料 553万3,000円の増額は、内訳としまして説明欄記載の消毒・洗浄委託 103万3,000円の増額は、地域包括支援センター内で新型コロナウイルス感染者及び保健所が濃厚接触者と判断したものが発生した場合に物品等の消毒・洗浄を行う経費を計上するものです。

次のPCR検査業務委託 300万円の増額は、9月補正において節 18 負担金・補助及び交付金でPCR検査経費補助金として計上した450万円についてPCR検査を町として民間検査会社への業務委託で体制を整備し、その単価も当初計上しました1件3万円から2万円に見直しすることから、150名分、合計300万円を委託料に組み替えて計上するものです。

次の医療・介護従事者派遣委託 150万円の増額は、介護老人福祉施設等での感染発生時に備え、施設介護サービス等の提供を継続するために必要な従事者を民間の派遣会社から確保するため計上するものです。

次の節 18 負担金・補助及び交付金 3,550万円の増額は、内訳としまして説明欄記載のPCR検査経費補助金450万円の減額は、先ほど委託料で説明いたしましたとおり、予算科目の組み替えにより皆減するものです。次の奥多摩病院事業支援金4,000万円の増額は、新型コロナウイルス感染症に伴う受診控えの影響等による収入減に対する病院事業会計への繰り出しを支援金として計上するもので、受診状況等を含め、詳細は、病院事業会計補正予算にて説明させていただきます。

以上で、災害復旧費の説明を終わります。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 13 諸支出金は、36ページにかけまして項 01、目 01 定住促進基金費2万3,000円の増は、歳入でご説明しました定住対策用地の貸地料を当該基金に繰り出し、積み立てるものです。

次の款 14 予備費1万5,000円の増は、歳入歳出予算の調整によるものです。

次に、ページが飛びますが、41ページをお開きください。継続費の関係でございます。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

この調書は、5 ページ、第2表継続費補正に伴うもので、先ほど13 ページの目08 電子計算費、(02) 電子計算開発費でご説明しました西多摩郡町村電算共同利用システム事業及び30 ページの目04、(01) 防災費でご説明しました地域防災計画更新事業の財源内訳を含めた全体計画及び年度別支出予定額並びに年度別の進捗率等が記載してございます。全体計画としましては、両事業とも令和2年度及び令和3年度の2か年で事業を実施する予定となっております。

また、財源は両事業とも一般財源を見込んでおり、年割額につきましては、西多摩郡町村電算共同利用システム事業の令和2年度が1,493万1,000円で、令和3年度が5,629万6,000円の計7,122万7,000円、地域防災計画更新事業の令和2年度は、支出予定なく、令和3年度が700万円となっております。

なお、当該調書の表で一番右の継続費の総額に対する進捗率の欄では、西多摩郡町村電算共同利用システム事業の進捗率は、令和2年度が21.0%で、令和3年度が79.0%の割合となっており、地域防災計画更新事業の進捗率は令和2年度が0%で、令和3年度が100%の割合となっております。

以上で、議案第73号 令和2年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)の説明を終わります。

○議長(原島 幸次君) 以上で、議案第73号の説明は終わりましたが、先ほど住民課長の説明の際、後ほど説明するとしていた多目的いすの説明を住民課長から説明いたします。加藤住民課長。

○住民課長(加藤 芳幸君) 多摩産材を使った椅子で、真ん中じゃなくて、高さが違っていきまして、最初はお座りできる初期のころが低いです。少し大きくなったら高目の椅子、その後、椅子として使用できなくなったら本棚とか、踏み台とか、いろんなことに多目的に使えるような椅子として、奥多摩の記念品らしい木材で作成を考えております。それに加えて、見づらいんですけども、まだサンプルなんで、こういうふうにわさびーとか、奥多摩町というのを刻印できる形となっております。それとちょっとおまけっぽいんですけども、わさびーのストラップで、お子様の名前を後ろに刻印しまして、合わせて贈呈するという形です。

以上です。

○議長(原島 幸次君) お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午後 0 時 04 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（原島 幸次君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 74 号及び議案第 75 号についての説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第 74 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明いたします。タブレットにつきましては 6 ページをお願いいたします。

はじめに、歳入です。

款 03 都支出金、項 01 都補助金、目 02 都補助金 56 万 1,000 円の増額は、町の収納率などについて都の基準により交付されるもので、都の交付決定通知により増額計上するものです。

次の款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金 20 万 3,000 円の増額は、一般会計の保険基盤安定繰出金を繰り入れるもので、内訳としまして保険税軽減分 10 万 3,000 円及び保険者支援分 10 万円の増額を見込むものです。

次の款 07 諸収入、項 03 雑入、目 04 雑入 1,000 円の増額は、説明欄記載の過年度過誤返納金として、レセプト点検等で金額訂正等が発生した場合の返納金に対応するため、窓開けとして計上するものでものものです。これにつきましては、東京都の指導により、不正不徳の返納金とは別科目を設けるとの指示のもと、窓開けとして計上しております。

収入につきましては以上です。

次のページをお願いします。歳出になります。

款 03 国民健康保険事業費納付金、項 01 医療給付費分、目 02 退職被保険者等医療給付費分の 45 万円の減額は、都の決定通知により、今年度は退職医療の対象がなかったため、皆減とするものです。

次に、項 02 後期高齢者支援金等分、目 02 退職被保険者等後期高齢者支援金等分の 20 万円の減額につきましても医療給付費分と同様、都の決定通知により、皆減するものです。

次に、款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02 償還金 141 万 5,000 円の増額は、令和元年度分療養給付費等の現金給付分の交付金につきまして交付決定があり、超過交付分について返還するものです。

以上で、議案第 74 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 75 号 令和 2 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号)につきましてご説明いたします。タブレットページ6ページをお願いします。

款02国庫支出金、項01国庫補助金、目01高齢者医療制度事業費補助金74万8,000円の増額は、節03高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、平成30年度税制改正に伴うシステム改修費について10分の10の補助金を見込むものです。

次の款03繰入金、項01一般会計繰入金524万円の増額は、療養給付費増額に伴い、療養給付費繰入金の増額を見込むものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

次のページをお願いします。歳出となります。

はじめに、款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費の74万8,000円の増額は、平成30年度税制改正、住民税の基礎控除額見直し等に対応するため、システム改修費で、内容につきましては、町と広域連合間の外部インターフェースになりますが、所得、課税情報への項目の追加及び既存項目の設定内容の変更を行うものです。

次に、款02広域連合納付金、項01広域連合納付金524万円の増額は、広域連合からの通知に基づき、節18負担金・補助及び交付金の説明欄記載の療養給付費負担金について増額するものです。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第74号及び議案第75号の説明は終わりました。

次に、議案第76号についての説明を求めます。環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） それでは、議案第76号 令和2年度奥多摩町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。タブレットの6ページをお開き願います。歳入予算でございます。

款05、項01一般会計繰入金、目01一般会計繰入金1,200万円の増額は、歳出予算規模に合わせ増額するもので、内訳といたしまして節01下水道事業繰入金の111万9,000円の増額は、01小河内処理区下水道事業繰入金として42万円を増額し、02奥多摩処理区下水道事業繰入金では69万9,000円を増額するもので、次の節02浄化槽市町村整備推進事業繰入金では、01浄化槽市町村整備推進事業繰入金を370万5,000円を増額し、次の節03その他一般会計繰入金では717万6,000円を増額するものでございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出予算でございます。

款01総務費、項01総務管理費、目01一般管理費730万4,000円の増額は、01一般管理費の節26公課費を増額するもので、令和元年度決算に基づく消費税及び地方消費税の確定申告により、令和2年度中間申告納付額が確定したことにより、増額するものでござ

います。

次の目 02 維持管理費 49 万 4,000 円の増額は、内訳として (01) 維持管理費 (小河内処理区) の 26 万円の増額は、節 11 役務費の 01 通信運搬費等を増額するもので、小河内浄化センター及びマンホールポンプ等の稼働状況の情報通信及び故障警報等に係る電話料の執行見込みによるものでございます。

次の (02) 維持管理費 (奥多摩処理区) の 23 万 4,000 円の増額は、節 10 需用費の 06 修繕費を増額するもので、白丸 1 号グラインダーポンプ制御盤修繕ほか、今後の修繕対応を見込み、計上するものでございます。

次に、款 02 事業費、項 01 下水道事業費、目 01 下水道事業費 18 万円の増額は、内訳として (01) 下水道事業費 (小河内処理区) 16 万円の増額は、節 03 職員手当等において 06 超過勤務手当を増額するもので、人件費の調整によるものでございます。

次に、(02) 下水道事業費 (奥多摩処理区) 2 万円の増額は、節 04 共済費において 03 共済組合負担金を増額するもので、同じく人件費の調整によるものでございます。

次に、項 02 浄化槽市町村整備推進事業費、目 01 浄化槽市町村整備推進事業費の 370 万 5,000 円の増額は、次の 8 ページをお開き願います。内訳として (01) 浄化槽市町村整備推進事業費の節 12 委託料 37 万 5,000 円の増額は、境地内 766 番地の空家バンク制度活用物件 1 件の浄化槽設置に係る設計委託料を増額するもので、次の節 14 工事請負費 333 万円の増額は、説明欄記載の放流管布設工事において境地内 818 番地で布設予定の放流管設置工事の内容精査により、1 万円を増額し、次の浄化槽設置工事では、氷川地内 452 番地 1 のいなか暮らし支援住宅の活用に係る合併処理浄化槽設置工事費 332 万円を増額するものでございます。

次に、款 04 予備費、項 01 予備費、目 01 予備費 31 万 7,000 円の増額は、(01) 予備費の節 28 予備費において歳入歳出収支補正により、計上するものでございます。

次に、9 ページをお開き願います。給与費明細書でございます。

上段の表、補正予算前後の比較におきまして、給与費欄の職員手当は 16 万円の増額で、右隣 2 つ目の欄、共済費は、2 万円の増額でございます。

職員手当等の内訳につきましては、下表をご覧ください。上から 4 段目、比較の欄におきまして超過勤務手当が 16 万円の増額でございます。

次に、上段の表にお戻りいただきまして、補正予算前後の比較、右から 4 つ目の欄、給与費の計が 16 万円の増額で、右隣の欄、共済費が 2 万円の増額で、右から 2 つ目の欄、合計で 18 万円を増額するものでございます。

以上で、議案第 76 号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第 76 号の説明は終わりました。

次に、議案第 77 号についての説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須崎 洋司君） 議案第 77 号 令和 2 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容についてご説明いたします。

タブレット 1 ページをお開きください。今回の補正につきましては、第 3 条収益的収入及び支出について、収入支出をそれぞれ総額で 100 万円を減額するものでございます。

2 ページをお開きください。第 4 条資本的収入及び支出をそれぞれ総額で 415 万円を増額するものです。

3 ページをお開きください。収益的収入の実施計画書でございます。病院事業収益を 100 万円減額するもので、これは、項 1 医業収益のうち、目 1 入院収益を実績から 1 日当たりの入院患者数を減で見込み、3,711 万円減額し、次に、目 2 外来収益を 389 万円減額で見込むものです。

次に、項 2 医業外収益、目 3 他会計補助金、一般会計からの補助金を 4,000 万円増額で見込むものです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、上半期の入院患者数及び外来患者数が減少したものです。今年度の 4 月から 9 月までの入院患者数の対前年度比較では、延べ 815 人減、外来患者数は延べ 1,405 人減と大幅な減少となりました。このため一般会計からの補助金の増額をお願いするものでございます。

4 ページをお開きください。収益的支出の実施計画書でございます。病院事業費用を病院事業収益と同じく、総額で 100 万円減額するものです。

まず、項 1 医業費用のうち、目 1 給与費を 323 万 9,000 円減額するものです。内訳は、給料が 172 万 1,000 円の減、手当が 151 万 8,000 円の減で、内容は、今年度採用した医師が当初の見込みより給料が下がったこと、また、看護師 1 名退職に伴い、欠員となったことによる減額です。

次に、目 3 経費は、委託料を 173 万 9,000 円増額するものです。内容としては、薬剤師が退職したことに伴い、後任を採用するまでの間、臨時薬剤師を委託したことによる増となったものです。

次に、項 2 医業外費用、目 4 消費税は、実績により 50 万円増額するものです。

5 ページをお開きください。資本的収入及び支出の実施計画書でございます。

資本的収入は、目 1 都補助金を 415 万円増額するものです。これは、医療機関、薬局等

における感染拡大防止等支援事業に係る補助金を見込んだものでございます。

次に、資本的支出でございますが、目2固定資産購入費のうち、備品購入費を415万円増額し、これは先ほど歳入でご説明しました医療機関、薬局等における感染拡大防止等支援事業に係る補助金を活用し、感染対策用備品としてA I 兼用モニター非接触型、これはスタンド式で上部に熱を検知する機能を搭載したカメラが設置されている機器です。次に、PCR検査用ボックス、これはPCR検査の検体採取時に飛散するウイルスを防ぐために医師が入るボックスとなります。これら感染拡大防止に関する物品などを購入するものです。

以上で、資本的支出についての説明とさせていただきます。

6ページをお開きください。給与費の明細書でございますが、先ほど支出の給与費のところでご説明した内容を詳細な表にまとめたものですので、説明は省略させていただきます。

次の7ページから10ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、決算見込みに基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、議案第77号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第73号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑を行い、議案第74号から議案第77号までについては、歳入歳出を含めて一括して行います。

はじめに、議案第73号の歳入の質疑を行います。歳入の質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第73号の歳出の質疑を行います。4番、小山議員。

○4番（小山 辰美君） 4番、小山です。

タブレットページで35ページになるんですが、災害復旧費、先ほど説明を受けました。山葵田復旧設計委託料、それから、作業時は自力で山葵組合がやると説明ありましたが、設計委託は町のほうで入札でやるんですか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

もう一点あるんですけども、ページ29ページの土木費、公有財産購入ですが、若者住

宅対策として小丹波の 43 番地と先ほど伺いましたんですが、43 番地というのはどの辺なのかを伺いたと思います。よろしくをお願いします。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 4 番、小山議員からの 1 点目のご質問にお答えいたします。

ページでは、タブレットページ 35 ページの令和元年度台風第 19 号災害復旧事業費の委託料、こちらのうちの山葵田災害復旧実施設計委託、こちらについて入札等で行うのかというようなご質問だったと思います。

こちらにつきましては、激甚災害の指定を受けまして、ワサビ田 145 か所の災害復旧を行うということでご説明をさせていただいております。こちらにつきましては、ワサビ田災害復旧事業といたしまして、山葵栽培組合から復旧意向調査により復旧を希望された箇所が 60 か所ということで、まずこれを優先的に復旧工事を行っていくということで進めているところです。

残りの 85 か所のワサビ田につきましては、未だに被災状況等の確認が行われていないというような状況でございます。こちらにつきましては、激甚災害の指定を受け、国の補助金を活用した災害復旧事業費は、被災した年度を含めて原則 3 か年で実施しなければならないということから、この 85 か所のワサビ田の被災状況等を早急に把握する必要があるということで、今回補正予算として載せさせていただいたものでございます。

実施につきましては、町のワサビ田台帳の整備に過去に携わりまして、現場の状況に熟知しております設計会社のほうへ現地調査及び設計委託等を行う業務を委託をさせていただきたいと考えております。こちらにつきましては、既に 3 年間でワサビ田台帳の整備を実施した実績のある業者ということで、現時点では随意契約でその業者に発注をかけたきたいと。こちらにつきましては早急に状況把握を行わなければいけないという状況から、担当といたしましては随意契約でやらせていただきたいと思っておりますが、予算可決後に指名業者選定委員会等に諮らなければいけないというところもございますので、こちらの部分につきましては担当として、入札ではなく随意契約でやらせていただきたいという回答をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 4 番、小山議員の 2 点目のご質問にお答えします。

タブレット端末の 29 ページの 16 番、公有財産購入費の小丹波（南ノ原）の詳細な位置

ということでございますが、こちらにつきましては先ほどご説明したとおり、小丹波 43 番の 1 ということで、古里にセブンイレブンがございますが、セブンイレブンを正面から見て斜め後ろの用地の部分でございます。

斜め後ろというのは、建物がありまして、万世橋側に斜め後ろの今現在使われていない遊休地となっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。11 番、高橋邦男議員。

○11 番（高橋 邦男君） 高橋です。

2 件お願いします。

1 件目は、タブレットのページで 21 ページです。衛生費の予防費です。その一番下なんですけども、感染症予防対策事業費、インフルエンザ予防接種の予算 903 万 4,000 円です。先ほどの説明で、65 歳以上 2,370 名分を一応見込んだということで予算計上されていますけども、自分なんかも接種したんですけど、今年は特に多いような気がするんですけど、現時点で接種した方何人ぐらいかわかれば、細かい数字までなくてもいいですけど、お願いしたいと思います。

それから、もう一件、タブレットで言いますと 26 ページです。商工費、これもやはり一番下です。観光施設整備事業費、「もえぎの湯」の灯油ボイラーの設計委託、内容としては、ボイラーの質問じゃないんですけど、そのページの上のほうの木質バイオマス推進事業と関連があるんで、ちょっと質問したいと思います。

もえぎの湯のほうも前は木質のチップを使っただけの運営をしていたと思うんですけど、ここでチップの製造はなくなったということで、灯油ボイラーに切り替えるということなんですけど、町のほうも木質バイオマスの推進事業というのは非常に力を入れた事業だったと思うんですね。それで今後、その辺の木質バイオマスの推進事業がどうなっていくのかなというのが非常に心配でもあるし、ぜひ何かいい対策というか、方法を、取り組みをしてほしいなと思うんで、その辺の今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上 2 件、お願いします。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 11 番、高橋邦男議員の質問にお答えいたします。

1 点目の質問ということで、今年度インフルエンザの接種状況ということでの数字ということでございますが、現在のインフル接種の状況は、65 歳以上なんですけど、11 月末現在、町外でも接種できるため、その数字は入っていないんですけど、約 1,700 人の方が接種

されております。前年度につきましては1,432人ということで、もう既に268人増という形となっております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 11番、高橋議員からの2点目のご質問にお答えいたします。

ページといたしましては、タブレット26ページの款07商工費の事業(02)観光施設整備事業費の委託料の中のもえぎ野灯油ボイラー設置設計委託に絡めての部分で、木質バイオマス推進事業の今後ということでご質問いただいております。

こちらにつきましては、議員から今お話がありまして、過去の議会の中でもご説明させていただいてるところですが、令和元年3月31日で農林水産振興財団が運営しておりましたチップ製造工場のほうが稼働を停止いたしまして、事業からも撤退ということで、こちらでチップのほう、町のほうの間伐材と搬出、買い取った部分をチップ化して「もえぎの湯」に供給して、木質資源を循環していくと。合わせて地域通貨による買い取り等も行いまして、町内の消費喚起を行うという木質バイオマス推進事業ということで計画を立てて進めてきたところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、工場のほうが稼働停止いたしまして、材のほうがなかなか出てこないという状況で、昨年度も40立米程度の買い取り量ということで、これを町がチップ化しても、「もえぎの湯」の年間、まだ1が月程度の稼働もできないという状況から残念ながら現在では灯油ボイラーで稼働しているという状況でございます。

こちらにつきましては、そもそもの材の確保という非常に難しい部分がございます、計画では640立米程度の材の買い取りを行ってチップ化したところ、1,300立米のチップが「もえぎの湯」のボイラー1年間の稼働には必要という状況でございます。ここを何とかまず確保していかなければならないという状況で、その部分は簡単にできる、短時間でできる部分ではないと理解しておりますけれども、先ほど議員さんからお話がありまして、木質バイオマス推進事業ということで計画を立てて実施をしてきたわけでございますので、こちらにつきましては林業家の皆様のご意見を伺いながら、どうしたら材が確保できるのか、確保できたところで、どうしたらチップ化をして、「もえぎの湯」の木質ボイラーを回していけるのか、こちらのほうを総合的に考えていかなければならないと考えております。

たびたび議会でもこのご質問をいただいたところで、明確な今後の具体策が立てられず、

お答えできず申し訳ございませんけれども、担当といたしましては推進事業の計画を見直し等々しながら、町の実情に合った事業として推進ができるように努力してまいりたいと思いますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。9番、石田芳英議員。

○9番（石田 芳英君） 9番、石田でございます。

2点ばかりご質問させていただきたいと思いますが、ページで言いますと41の13ページの総務費の項が総務管理費、目が電子計算費で、先ほど電子計算システムを4町村共同運営からプロポーザル方式の日本電子計算に移したということで、金額の面で約6,925万8,000円ほど減額予算で、そのかわり継続費補正もかなり減額になったということで、基金はこういうことでもわかったんですけども、システムの内容自体はどのようなふうになったのかという、これからの状況の変更点がありましたら伺いたいということと、あと41の27ページの土木費の道路橋梁費ということで、道路維持費が1,000万円増額補正で、内容的にはパトロールとおっしゃっていたような気もするんですが、これの具体的な内容と、あと金額云々じゃないんですけども、登記の愛宕山から大加を抜けて海沢へ抜ける林道がございませうけれども、町民の方からご意見として、もっとこの林道を整備してきれいにすれば、町民の散歩コースやハイキングコースになるというようなご意見が伺ったんですけども、確かに、登記のセラピーロードと白丸のセラピーロードを繋ぐ位置的には中間地点に当たるので、このようなところを整理すれば有効活用が図られるんじゃないかなということなんですけど、このリンクに関して何かお考えがあるようでしたらお尋ねします。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 9番、石田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の部分でございますけれども、システムの内容でございます。4町村の共同化システムにつきましては、税関係、また、住民基本という形を話しておりますけれども、細かく言いますと、共通システムということで、基盤の認証ですとか、住民記録システム、印鑑登録システム、選挙システム等がずっとありますけれども、これら現状の22システムと、そのほかに新たに6システム共同で加えてまいります。こちらについては福祉に関連する部分で児童手当システムですとか、子ども手当支援システム、障害者手帳システム、障害者自立支援システム、重度心身障害者医療システム、汎用福祉システムということに

なります。

そのほかですけれども、4町村の中でも個別システムを導入していくという事例がございまして、奥多摩町については、子ども医療システムを導入いたします。また、個別の部分につきまして既にシステム化されていますけれども、住宅使用料システムですとか、町有財産の貸付システムですとか、学校給食費システム、し尿管理システムなどがございます。

システムの内容は以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 9番、石田議員の2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ページが27ページの町道の維持補修工事費の増額ということが1点目でございます。こちらの町道の維持補修工事につきましては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、町民皆さんから、どここの道路の排水が壊れているようですとか、排水が詰まっているよとか、擁壁が傾いているよというような情報をいただいたときに速やかにその補修修繕を行うための工事費ということでございます。

ちなみに今年度でございますけれども、既に44件の維持補修工事を発注してございまして、執行予算としましては3,800万円ほど既に執行しているという状況でございます。過去に整備しました道路が、近年、老朽化が著しい状況となつてございまして、維持補修に係る案件につきましては、今後も増加傾向になってくるのではないかなというふうにとらえているところでございます。

それから、海沢から大加へ抜ける林道というお話をいただいたんですが、厳密にはその路線につきましては林道ということではなくて、作業道という位置付けということになってございます。この作業道は、林道よりワンランク規格が下の林道といいますか、作業道ということで、過去には大規模に崩壊したりした路線でありまして、復旧等を努めているところですが、今後の整備につきましては状況を見ながら検討させていただきたいというふうに考えてございます。よろしく申し上げます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑は。7番、澤本幹男議員。

○7番（澤本 幹男君） 7番、澤本です。

30ページの地域防災計画作成業務委託ですけど、国に一本化して、町でも作るということで当初、防災計画は来年の春とか何かつくるようなお話をちょっと聞いたんですが、そうすると、これ作るのが延びて、防災計画というのは、大分前で古いですよ、赤いや

つが。早く本当に作らなきゃいけないものではないか。何か延びたような気がしたもんですから。防災計画も国のこういう事情で来年度以降ということなるんでしょうけど、計画が来年ということで、前におっしゃっていたもんですから、それを1点、どうなのかをお聞きしたいと思います。

あともう一点なんです、35ページのPCR検査の経費削減で450万が業務委託で300万になったということのお話をいただきましたけれど、450万、3万円かかるのが2万円になったということで、150人分が2万円できるとということなんでしょうけど、450万あればあと150万の75人分が増やせるわけですよ。わざわざ300万に減らさなくても450万回せれば、それで多くの方がPCR検査ができれば、わざわざ減らす必要はないかと思ったんで、その1点ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（原島 幸次君） 危機管理担当主幹。

○危機管理担当主幹（大串 清文君） 7番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、タブレット30ページでございますけれども、防災費のうち、地域防災計画でございますが、今回、補正によりまして来年度にかけての継続費補正ということで計上させていただいたところでございます。議員ご指摘のとおり、この防災計画については、現時点、平成24年8月に修正版という形で配布をしており、その後、平成27年度に一部文言修正をしたもので現在運用しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、確かに早急に改訂が必要ということで、当初この令和2年度で当初予算500万を計上させていただいたところでございましたけれども、こちらについては、昨年の台風19号災害も踏まえて改正という形というところと、ただ、今年度に入りまして新型コロナウイルス感染症の感染症対策であったり、あと、この夏でございますけれども、国から来年度、避難勧告と避難指示を一本化するというふうな見直しが表明されておりまして、この見直しと合わせて、地域防災計画2か年度で来年度末までに改正をしたいというふうに考えているところでございます。

合わせて先ほど説明をさせていただきましたが、国においては国土強靱化計画、国土強靱化基本法を平成25年に国は制定をして、翌26年に国の基本計画が策定されており、東京都においては、平成28年に国土強靱化地域計画を策定しておりますので、これを受けまして、町としましては、国土強靱化、事前の防災・減災の指針となるものですので、町といたしましては別々の計画ではなく、一体的に防災のことを規定するというところで、地域防災計画の改訂と合わせて国土強靱化計画の地域計画について盛り込んで、来年度をあわせて改正を予定したいというふうに考えているところでございます。

ただし、災害はいつ何どき起こるか分からないという状況がございますので、現計画はございますけれども、災害の内容に応じて臨機応変に運用していく形で担当としては考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、2点目の35ページ、委託料のPCR検査の委託費についてご質問を受けたところでございます。

9月補正においては、補助金ということで450万円という形で計上しまして、ご指摘のとおり、減らさずにその分、人数増で確保してはどうかというご指摘もあるところでございますが、こちらの事業、東京都と区市町村と共同事業ということで、10分の10で補助を受けて実施を予定している事業になりますけれども、総額として9月補正で1,200万円を計上させていただいたところでございます。こちら当初申請が、当初ですと、国においては9月、10月で交付決定というところでございましたが、東京都の事務作業上、若干遅れがございまして、当初申請が11月で、決定がこの12月という状況でございます。今後、総額の1,200万の関係もございまして、あと一方で、今回補正をさせていただいた医療・介護の派遣の委託の部分、この差額の150万を活用する形で総額1,200万円でおさまるような形で今回補正をしたところでございます。

ただ、このPCR検査についても今後の感染拡大の状況によっては、必要な人数分確保していかなければなりませんので、今後、変更申請もあるというふうな形で聞いておりますので、その状況に応じて3月補正も含めて検討したいというふうに考えておりますので、あくまでも予算上ということで、今後の感染拡大状況で予算に限りがあるという形で打ち切るのではなく、健康診査も含めながら必要な予算を確保して、PCR検査実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。10番、宮野亨議員。

○10番（宮野 亨君） 10番、宮野でございます。

タブレットページで言いますと14ページですか。総務管理費の中の下で、防犯灯設備費35万、防犯灯整備工事費工事増というところで4か所と伺ったんですけど、差し支えなかったら場所を教えてくださいとありがたいです。よろしくお願いします。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） タブレット14ページの部分の防犯施設整備費の部分の防犯灯の設置でございますが、3か所4灯ということをお話しいたしましたけれども、1か所目につきましては、大丹波地内でございます。大丹波の765番地付近の北上橋の右岸に

なりますけど、こちら1灯。あと、常磐の部分でございます。保健福祉センターの裏で1灯。棚沢の旧野村精機の部分に2か所でございます。3か所合わせて4灯という形になります。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑ございますか。3番、相田恵美子議員。

○3番（相田恵美子君） 3番、相田です。

3点あります。ページはタブレットで12ページです。款02総務費の項01総務管理費、目(04)庁舎管理費。1つは、需用費の説明の01のところの消耗品、先ほど課長のほうから花壇の3万円というふうにご説明がありましたけど、これ具体的な消耗品を教えてくださいということと、もう一つは、07企画費の03聖火リレー関連事業費、同じページ12ページですけど、紙ベースだと11ページで、タブレットだと12ページになっていますけど、聖火リレー関連事業費ということでマイナスになっているんですけど、きょうのニュースで、聖火リレーを全国の町村で昨年と全く同じ日にリレーをするんだというニュースがありましたけれども、この予算というのは来年も使えるんでしょうかということと、3つ目が、その下の(02)の企画事業費の01の委託料のLINEスタンプ「わさびー」の作成委託なんですけど、これはどこに委託するのか。作者の方をお願いするのかどうなのか。プロの方をお願いするのか、町で考えて作成するのか、教えていただければと思います。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（天野 成浩君） 3番、相田議員さんの1点目の質問にお答えさせていただきます。

庁舎管理費の部分で、需用費の部分、消耗品ということで、役場庁舎前の花壇のお話をさせていただきました。こちらにつきましては、以前から相田議員さんにもいろいろご指導いただいておりますけれども、現在、植木ですとか、花とか植えておりますけれども、こちらが日陰でなかなか育たないということで、これを続けていても汚く見えるというようなご意見もございますので、今回補正をさせていただいて、まずは防草シートを張って草を生えないようにして、多少見栄えがよくなるようにするというところで砂利をまこうという考えでおります。こちらにつきましては防草シートと砂利をまくという予算を組ませていただきたいと思います。と存じます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、相田議員さんからの2点目、3点目の質問につきましてお答えを申し上げます。

2点目の部分でございます。タブレットページ12ページの中段より下ということで目が07の企画費でございます。最初に、(03)の聖火リレー関連事業費ということで一番下の部分でございます。質問の内容としましては、来年も使えるのかというようなことで補助金の部分かというふうに認識をしているところでございます。機運醸成ということで、前段までという考え方が通常なのかなという気もするんですが、現状としましては、市長会からの情報では、令和3年度のほうも同様の機運醸成の補助金が措置されるという予定でありますので、また来年度の当初予算なりで措置をしてみたいというふうに考えております。

それから、3点目でございます。その上の(02)企画事業費というところの委託料、LINEスタンプ「わさびー」の作成委託44万円の部分でございます。質問の内容ですと、どこへ委託するのか、どのようにして作るのかというようなことかと思えます。こちらにつきましては、平成28年ですか、最初にスタンプを作ったんですが、今回につきましても最終的にいろいろなLINEとの手続もありますので、そういう部分については業者の部分にもお願いするというところが出てくるんですが、その前段として、先ほど絵柄の見直しというふうな話もさせていただいていました。今、まちづくり委員会のほうに、委員の方にちょっとアイデア出しをしていただいておりますので、完全に業者任せということではなくて、町の方にも協力いただいてということで進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございませんか。大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

20ページ、児童措置費のところ、保育所措置費のところ、飛び出し注意看板7か所分ということなんですが、海沢の若者住宅の前の道路も南岸道路から出てきた車が結構スピード速く走るので、あそこも飛び出し注意の看板をつけてほしいなんていうご要望もあって、先日、要望もさせていただいたんですけど、どこにつけるか教えていただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（菊池 良君） 6番、大澤由香里議員の質問にお答えさせていただきます。

7か所の看板の設置場所を全部ということでございましょうか。まず1つ目が奥多摩町

氷川 153 番地付近、南氷川の街路灯の組合街路灯に看板を設置するということになっております。これ鈴木電気商会の近くとなります。

それとその次が氷川 162 番地 3 付近、N T T の電柱に看板を設置いたします。これは鈴木電気のほうから向かいまして、玉翠荘のほうに入るところの電柱になります。

それと氷川 177 番地付近、こちら東電柱に看板を設置します。こちらは和井田商会の前になります。

次に、4 つ目が氷川 703 番地付近、道路標識に看板設置を行います。これは海沢方面から来まして昭和橋の手前ということになります。

その次、5 つ目が 701 番地付近、道路標識に看板設置をします。こちらは町営氷川有料駐車場の付近になります。

それと、6 つ目が氷川 1,375 番地付近、東京都の設置の街灯に看板を設置いたします。こちらは氷川方面から小河内方面に向かいまして南氷川的生活館の入り口付近ということになります。

最後は、奥多摩町氷川 1,813 番地の N T T 電柱に看板設置を行います。これは栃久保の停留所の手前 100 メートル付近、左側に設置する予定をしております。

看板設置の 7 か所は以上となります。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。1 番、伊藤議員。

○1 番（伊藤 英人君） 27 ページ土木費で、事業（01）河川維持費なんですけれども、今、氷川の駐車場のほうからこちらに来ると、昭和橋のところから日原側のほうを見ると、河川が改修されているのが見えるんですが、これの 1 週間ほど前も改修をしていたようで、全く寝耳に水だったんですが、あの改修については町は関知していたのかどうか。

いろいろ情報を集めてみると、住民の方からは、観光客などによるごみの投棄とか、騒音とか、野焼きのこととかを解決してくれた改修なのであって、以前行われたその 1 週間ほど前の改修は意味があることだったのだという擁護するような意見もありましたんで、町として河川改修に関しては予算立てをするなり、手を入れるような措置をすべきなのかどうか、考えを聞かせていただきたいなと思います。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 1 番、伊藤議員さんからのご質問にお答えいたします。

補正予算のページでいきますと、タブレットの 27 ページの土木費、河川維持費の中の河川維持工事に絡めてのご質問ということで、場所的には昭和橋から見た小河内側ですか、南氷川側の部分の河川改修の部分だということでご質問かと思っております。

こちらにつきましては、この下の河川も同時に改修したところなんですけれども、こちら通常3月の解禁のときに漁協さんのほうでやられる部分なんです、1月から3月、また4月にかけてのこの橋の先の堰堤があるんですが、ここは東京都さんの工事で実施するというので、解禁のときにできないということでこの時期に実施をしたということです。その流れの中で、通常この部分、第三セクターのほうで請負を漁協からして実施しております。ここをやると同時に、氷川キャンプ場の河原の部分、テントを張ったり、バーベキューやったりする部分なんです、こちらのほうも大体夏から秋にかけての台風だとか大雨で、どうしても河川の形状が変わってしまうということで、この下の河川の改修とキャンプ用の下の河原の改修を含めて同時期に通常実施するというのでございます。今回は先ほどの理由のとおり、今の時期にやらせていただいたという状況です。

こちらの部分につきましては、一級河川ということで、西多摩建設事務所のほうの管轄になりまして、それぞれ漁協さん、あと町から河川の改修の申請を出しております。今回、先ほどのご指摘の昭和橋の下の部分につきましては、町といたしましては、この下は漁協さん、町といたしましてはキャンプ場の先ほど言ったテントを張ったり、バーベキューをする部分についてのみの申請をさせていただいて、セクターが実施をしたという状況です。

先ほど話があった昭和橋の下の部分につきましては、特に申請のほうは出していなかったんですが、先ほど議員さんからもお話があったとおり、どうしても河原が広くて、キャンプ客が多く、ごみの問題だとか、片や有料で対岸はキャンプ場に来てお金を払ってキャンプをしている方と、対岸では無料でやられている方、またはコロナウイルスの関係で、キャンプ場さんは5人に絞って受け入れをしていたんですが、対岸では無料で何十人もの方がバーベキューをして、ごみを捨てて、花火を打ち上げて、住民の方も非常に迷惑を被ったということで、先ほど議員さんからお話があったとおり、様々な意見がございます。景観を損ねていたという意見、また、よくあのような改修をやったというような様々な意見は確かにございます。

しかしながら、町のほうで申請した部分につきましては、氷川キャンプ場の河原の部分ということもございまして、理事者等とも相談をしながら、また、西建とも相談しながら、許可外の部分というところもございまして、こちらにつきましては、原状回復を行ったほうがよいという判断から、本日、完全にもとには戻りませんが、川の流れを変えさせていただく改修工事をセクターのほうにやっていただいたという状況でございます。町のほうが関与していたのかというお話もございまして、事前には多少河原の部分、かなり広い河原になってしまったので、多少ちょっといじりたいというようなお話がありまし

たけれども、改修後、ちょっと確認したところ、まさかあれほど大きな改修をしているとは把握しておりませんでしたので、先ほどお話しさせていただいたとおり、関係機関等とも町のほうも相談をさせていただきながら、現状に戻させていただいたということで本日作業しておりますので、経緯といたしましてはそういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（原島 幸次君） ほかにご意見ございますか。

○1番（伊藤 英人君） ありがとうございます。というわけですので、現状回復というのが今回の結論だということがわかりました。

実際に賛否両論あったように思いますので、広く意見を募って、余り問題のないような解決が図れればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（原島 幸次君） 2番、森田紀子議員。

○2番（森田 紀子君） 森田です。

タブレットの28ページ、款08土木費、目02住宅管理費、(01)若者定住推進事業費の節18、空家等活用促進事業交付金増で200万増額になっていますが、今、テレビ等で「ボンビーガール」や、あと登記のほうでも空家を利用した番組を作っているようですが、今、空家対策の現状を教えていただけたらと思います。

○議長（原島 幸次君） 若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（新島 和貴君） 2番、森田議員のご質問にお答えします。

まず、ページでございますが、タブレットの28ページの住宅管理費の18負担金・補助及び交付金の場所ですよろしいでしょうか。まず、空家等活用促進事業交付金の今回の補正につきましては、これは空家の活用を図っていただくというための補助金でございます。今回特に200万円補助金した部分については、当課では空家の活用と同時に、不適切に管理されている空家の除却というのを同時に進めております。今年度につきましては、空家の除却費用を4月1日から、今までの10万円から50万円に拡充したということもありまして、例年に比べて不適切に管理されている空家が除却していただけるというような状況になっておりまして、その部分の今回補正をさせていただいて、今後の除却を見込む部分について補正をしたものでございます。

その関連といたしまして、今の空家の現状ということでございますが、空家の対策につきましては、毎年夏ごろ、8月、9月にかけて、町の職員からなる定住サポーターの職員が各自治会に出向きまして調査をしてございます。その調査につきましては、各自治会長

をはじめ、役員の方にもご協力をいただきまして確認作業をしております。その後、空家の数を把握して、自治会ごとにどのような空家があるかというようなことを、明日、自治委員会がごきますので、そこで全自治会長様にはご報告させていただくんですけれども、そのような今の取り組みをしております。

先ほど「ボンビーガール」のお話ですとか、登記のお話が出ましたが、まず「ボンビーガール」の話につきましては、あちらの空家につきましては、民間の空家を活用している形になっておりまして、取材のほうも最初の空家バンクについては、町を通していただいたんですけれども、現在放送されている空家バンクについては、個人のお宅のものを個人の方が交渉しているということで、実は町のほうはそちらの部分については把握をしていなかったというのが正直なところでございます。

それともう一点の登記の空家の活用については、もともとは若者用の応援住宅ということで募集をしておったんですけれども、募集がなかなか来なくて、そのときに企画会社のほうから、無償でリフォームをしていただけると。そのかわりに一定期間の間、撮影をさせていただきたいというようなことの申し出がございまして、当然、町とすれば、空いている空家を無償でリフォームしていただけると。改修については町内の大工さんが改修に入っただけというようなことでもございましたので、無償で直していただいたものを最終的に町に返していただけるということでしたので、地域の自治会長さんにご協力をいただきまして、近隣の皆様の協力というか、ご理解をいただいて今、やっているところでございます。

あと町の全体計画といたしましては、空家バンクを今推進してございますので、こちらの空家を活用する補助金、若者用空家バンク、または空家バンクに登録していただくために最大で 75 万円の補助金を出しておりますので、それを所有者の方にご理解をいただいて、空家バンクに登録していただくというようなことで推進をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 質疑はございますか。木村圭議員。

○5番（木村 圭君） 5番、木村です。

33 ページ、款の 10 教育費、項 05 社会教育費の目 02 の青少年対策費、事業（01）の青少年対策事業費、これ神津島洋上セミナー、今回コロナで中止ということですけど、何年か前から行こうとすると台風が来たり、そういうようなことで、やはり子どもとしては非常に期待しているところがはしごを外されるというような感じが何年も続いたりするんで、

やはりもうちょっと確率の高いといえますか、そういう気象だとかそういうものに影響されないようなところを設定するほうが、やはり子どものためにも、もちろん神津島との関係もあるということは承知ですけど、何かそういう考えがあたりかどうか、お聞きします。

○議長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（岡野 敏行君） 5番、木村議員のご質問にお答えします。

神津島の洋上セミナーにつきましては、ご質問のとおり台風等で連続で中止になりましたり、今回のようにコロナの関係で中止になったりということで、最近なかなかスムーズに実施できていないのが実情でございます。

ただ、今のところは、神津島との友好交流等もありますし、行かれた方につきましては、海がきれいでダイビングとか、飛び込みもできるようなスポットもあるということで、非常に好評を得ておりますので、できれば今の形で、もうちょっと台風等の影響をなるべく避けるような形で日程をちょっと確保できるように調整していきたいと思っておりますので、今のところは神津島で続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、午後2時25分から再開します。

午後2時04分休憩

午後2時22分再開

○議長（原島 幸次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出の質疑を行います。質疑はございますか。6番、大澤由香里議員。

○6番（大澤由香里君） 6番、大澤です。

23ページ、衛生費の項02清掃費、目02塵芥処理費、(01)ごみ処理事業費のところです。節11役務費の02火災保険料等、自動車損害共済保険料で、高齢者のごみ出しが困難な方のごみ出し支援の軽自動車を使っているということでしたが、どれくらいの方がその支援を受けているのか、わかったらお願いします。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 6番、大澤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

高齢者ごみ出し支援事業の利用者ということでございますが、現在は12名ほど制度を

ご利用いただいておりますが、申し込みいただいたと同時に施設のほうに入られるとか、いろんな事情がありまして、かなり変動がある状況なんですけど、現在 12 名という状況でございます。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。9 番、石田芳英議員。

○9 番（石田 芳英君） 9 番、石田でございます。

今の同じページのごみ処理事業費の節 12 の委託料で、減額になったということで、理由は、クリーンセンターの調査が終わったというふうなご説明でしたけども、その結果といたしますか、ダイオキシン等の結果とか、あるいはクリーンセンターはもう使用されない、不要になったと思うんですけど、その今後はどうされるかとかそういうことがわかりましたらお願いします。

それともう一点は、41 の 25 ページの農林水産業費、項は林業費、林業振興費の林業振興総務費の中の東京都森林経営管理制度協議会というのが今回新しく 6 市町村で結成して、林業に関する調査をされるということですけど、この組織の規模とか、最終的には要望とかまとめると思うんですけども、どういう着地点といたしますか、目標に活動されるのか教えていただければと思います。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 9 番、石田議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

クリーンセンターの最終処分場の関係でございます。クリーンセンターの最終処分場につきましては、焼却灰の搬入終了後も継続して浸出水に係る水質分析や、処分場内のガス濃度等々につきまして、廃棄物処理法に係る一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令という法規に基づきまして、ずっと検査をやってきたところなんですけど、先ほどご説明させていただきましたとおり、これまで蓄積してきたデータをもとに東京都に確認をいただいたところ、すべてダイオキシン等を含めまして基準値以下がこの 5 年間ずっと継続されているということから廃止ということになったという状況でございます。

○議長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 9 番、石田議員さんからの 2 点目のご質問にお答えいたします。

タブレットページ 25 ページの農林水産業費の目 02 林業振興費、事業（01）林業振興総務費の中の節 18 負担金・補助及び交付金の中の東京都森林経営管理制度協議会負担金に

ついてでございます。

組織の規模ということで、先ほどご説明させていただきましたが、東京都と多摩地域の森林を所有する6市町村ということで、協議会といたしましては、東京都の産業労働局農林水産部長が会長になってございます。副会長が森林事務所長、事務局といたしまして東京都農林水産部の森林課長が事務局長ということでついております。また、東京都として森林事務所の保全課長、こちら東京都といたしましては4名の方が協議会の委員となっている状況でございます。多摩地域の6市町村につきましては、八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町という状況でございます。また、事務補助という形で、東京都森林組合のほうが事務補助に関わっているということで協議会の組織となっております。

また、協議会の下部組織といたしまして、実際の実務担当者会ということで、東京都及び6市町村、森林組合で実務担当者、係長レベルということで担当者会議を設けているという組織でございます。

もう一つの目標というか、着地点というようなお話ございました。こちらにつきましては、先ほど説明の中で、ご説明とちょっと重複してしまうかもしれませんが、森林経営管理制度につきましては、森林管理が行われていない森林について、森林所有者に変わり、当該森林の経営管理を市町村が主体となって実施するというところでございます。そのため市町村において森林所有者への意向調査、現地調査並びに経営管理集積計画の作成を行いながら、適正な森林になるように経営管理を実施していくというものとなります。

しかしながら、新しい制度でございまして、なかなか市町村単独での実施が難しいという状況もございますので、この協議会の中で東京都を中心に、多摩地域の森林を所有する6市町村、こちらと連携しながら、この制度をどう運用していくのかということで協議をしていくという目標を立てております。

また、令和元年度より譲与が開始されました森林環境譲与税の活用についても合わせて協議をしていくということで目標をうたっております。

こちら11月にまだ設立されたばかりということで、今後、実務担当者の打ち合わせ等含めながら事業を実施していくわけですが、令和2年度につきましては、各市町村の過去の施業履歴や森林再生事業等の資料に基づいて経営管理が行われていない私有林、人工林の抽出作業を、この協議会から委託をかけまして、事業者等がその作業を行うと。そして、意向調査対象森林の所有者リストのほうの作成を行い、令和3年度に意向調査のモデル地区ということでモデル地区の設定を行いながら意向調査を実施していくと。この

準備段階を令和2年度に実施をしていくという状況でございます。

この森林経営管理制度をこのモデル地区の意向調査から始めて、全てをその協議会でやるわけではなくて、モデル地区を設定して、モデル的に各市町村が統一的な考え方で進めていけるようにマニュアル等を作成し、それに基づいて最終的には市町村がこの事業を実施していけるような形で現在は考えているというところでございます。

同時に、先ほど申し上げました森林環境譲与税の活用につきましても、多摩地域の森林を所有する市町村が集まりますので、単体での活動というのはなかなか限度がありますので、できればこの組織の中で活用が図れるように、また、都内の自治体への多く譲与されている森林環境譲与税のほうがなるべく多摩地域のほうに使えるようにということで、この協議会の中でも私のほうは発言をしていきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

いずれにいたしましても11月にまだ発足したばかりというような状況もございますので、今後いろいろ詰めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（原島 幸次君） 環境整備課長。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 石田議員の1点目の質問にちょっと漏れがございましたので、追加でご説明させていただきたいと思っております。

最終処分場及びクリーンセンターの今後というところでございますけれども、最終処分場につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、安全な状況であるということが東京都によって確認されておりますので、今後、調査とか業務委託等を行うということは予定としてございませんが、ただ、用途廃止されたからといって別用途に転用できるかということになりますと、ちょっとこれは法規的にできないという状況になりますので、今後も現状のまま、調査委託等を行わずに管理をしていくというようなことになろうかと思っております。

それから、クリーンセンターのほうは、建物等まだ残っておりますが、こちらにつきましては収集業務の拠点施設という位置づけで、今後も引き続き活用してまいりたいと考えてございます。

それから、先ほどダイオキシンというお話ございました。今までずっと調査・分析をしてきておまして、その結果を申し上げますと、法定基準値が10という数字に対して、過去5年間ずっと0.05未満の数字で推移しているということでございますので、ダイオキシン関係についても十分安全な範囲であるという結果となっているということで、ご報

告申し上げます。

以上です。

○議長（原島 幸次君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 73 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 73 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 73 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、議案第 73 号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号の質疑を行います。質疑はありますか。6 番、大澤由香里議員。

○6 番（大澤由香里君） 6 番、大澤です。

ページで言うと 6 ページ、当てはまるのかわかんないですけど、保険税軽減分ということで、コロナで収入が減った方に保険税軽減する措置をとっていると思うんですが、その対象者が何人ぐらいいて、何人ぐらい申請されたかというのがわかればお願いします。

○議長（原島 幸次君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 6 番、大澤議員のご質問にお答えします。

この絡みではないんですが、軽減の申請ということで、実際かかったり濃厚接触として申し出ているところはございません。

あと事業で収入が減ということで、申請しているのが 1 件あるんですが、まだそれは確定しているまで行っているところはなくて、調査中のところで 1 件となっております。

以上です。

○議長（原島 幸次君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 74 号の質疑を終結します。

次に、議案第 74 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第74号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第74号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第75号の質疑を終結します。

次に、議案第75号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第75号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第75号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第76号の質疑を終結します。

次に、議案第76号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第76号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第76号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 77 号の質疑を終結します。

次に、議案第 77 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島 幸次君) 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 6 議案第 77 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(原島 幸次君) 起立多数であります。よって、議案第 77 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7 陳情第 2 号 奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書を議題とします。

本件については、昨日 12 月 15 日、経済厚生常任委員会に審査が付託され、15 日に審査が終了しております。

本日、その結果が報告されております。審査の経過及び結果について経済厚生常任委員長、小峰陽一議員よりご報告願います。小峰陽一議員。

[8 番 小峰 陽一君 登壇]

○8 番(小峰 陽一君) それでは、経済厚生常任委員会の陳情審査の報告をいたします。

当委員会は、12 月 15 日に開会の第 4 回定例会第 1 日目に審査が付託された陳情第 2 号 奥多摩病院の存続・充実を求める意見書採択についての陳情書について、12 月 15 日に委員全員と奥多摩病院の井上院長及び病院事務長の出席のもと、審査を行いました。

陳情第 2 号についてまず、本委員会開催に先立ち、12 月 8 日に原島議長、宮野副議長とともに奥多摩病院の再編・統合に関する考え方について、師岡町長を訪問し、確認したところ、前河村町長同様に、地域の中核病院として位置づけられているので、今後、より効率的な病院として議論することがあっても、廃止に向けた検討を行うことは考えていないという回答をいただいたこと、また、令和 2 年 8 月 31 日に厚生労働省医政局長通知の再編先送りに対する全国知事会の考えとして、9 月 1 日に全国知事会社会保障常任委員会委員長の鳥取県知事より、再編先送りを評価すると共に、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、医療の砦をいかに守るか、地方の意見を十分に踏まえて検討してほしいとのコ

メントが出されていることを私から委員に伝え、確認した上で会議を始めました。

次に、診療で大変お忙しい中、本委員会に出席いただいた奥多摩病院の井上院長に、奥多摩病院の現状と将来についてのお話をいただき、その後、委員の質問に答える形でご意見を伺いました。

その中で、過疎化、高齢化が進行し、医療機関の脆弱な当町において奥多摩病院は、乳幼児から高齢者まで、在宅の看取り、外来、救急、入院、福祉施設との連携など、多岐にわたった対応を行っていること、奥多摩病院が目標とすべき医療は、奥多摩で生まれ、奥多摩で育った皆様に寄り添い、皆様を守り、最後は奥多摩で看取っていくことであると説明を受け、院長の考えに一人の町民として頼もしくもあり、ありがたいと率直に感じました。

また、病院の再編については、東京都地域医療構想調整会議西多摩の会議の席上において、奥多摩病院の存在意義について委員より、議論するまでもなく必要であるとの意見があり、その認識が満場一致で了承されたことも伺いました。

次に、病院事務長に説明を求めたところ、8月31日付、厚生労働省医政局長通知では、これまでの経緯として、都道府県においては経済財政運営と改革の基本方針2019における一連の記載を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いすると整理されていること。その後、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、2019年度中とされた再検証等の期限については、厚生労働省において改めて整理するとされており、令和2年3月11日の経済厚生常任委員会以降の具体的な動きはないことの説明を病院事務長より受けました。

次に議会事務局からは今回の陳情における、自治体議会の状況として、同じく病院名を公表された、東京都八丈町では、4月以降も何ら動きはない、との報告を受けた後、審査に入りました。

各委員に意見を求めたところ、国は、地域医療構想調整会議で議論するようにとのこととで、廃止することを考えているのではなく、無駄をなくすことにあると思う。小池都知事も、師岡町長も廃止する考えは持っていない中で提出するということはどうかと考えるので、趣旨採択。

国は撤回していない。コロナ禍で改めて必要を感じる。議会として意思表示をしたほうが地域の医療機関を守りたいとの考えが強く伝わるので、採択。

前回の陳情は国に対してで、今回の陳情は東京都に対してであり、都は、都立病院の独立行政法人化を進めており、なくすことはなくても削減の可能性がある。地域医療構想調

整会議でも必要と言っており、後押しするために採択。

全国知事会でもコメントを出しており、東京都も町も存続を考えている中であるため、趣旨採択。

町民にとって大切な病院であり、現在も存続と充実を図っているのに、趣旨採択、などの意見が出され、採択の結果、趣旨採択とすべきものが挙手多数となり、当委員会としては、陳情第2号については、趣旨採択とすべきものと決定しました。

なお、今回の陳情の結果については、議会としても、町としても町民に対して説明をすることが必要との意見も複数あり、広報等で説明することが望まれるとの意見があったことも報告しておきます。

以上で、経済厚生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（原島 幸次君） 以上で、経済厚生常任委員会の報告は終わりました。

これより質疑と採決を行います。

はじめに、陳情第2号の経済厚生常任委員会委員長報告について所管外で質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、陳情第2号の経済厚生常任委員長報告についての質疑を終結します。

次に、陳情第2号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 陳情第2号について経済厚生常任委員長報告は趣旨採択とすべきものでありますが、これに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（原島 幸次君） 起立多数であります。よって、陳情第2号については本陳情を委員長報告のとおり、趣旨採択とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

師岡町長。

○町長（師岡 伸公君） 恐縮です。少しお時間をいただいて、今の経済厚生常任委員会の決定について私からの気持ちもちょっとお伝えできればありがたいと思います。お時間頂戴します。

病院を存続するというのは、本当にみんなの住民の、そして、議員皆様の、そして、我々職員の総意であります。

委員長報告ありましたとおり、井上先生は本当にこの地に心も体も置いて、日夜頑張っていたいただいています。報告の中にもあったとおり、何でも診る、どこでも行く、そういう姿勢が体からあふれています。

2次医療、3次医療に繋げる準備も奥多摩病院にはありますので、ぜひ皆様方も、確かに足の確保その他で大変なところあるのは現実であります。しかし、やはり何かのときに利用して先生からのお話を聞いて、自分の病、自分の環境にどういうふうに向かっていったらいいかということをご井上先生はじめ、ほかの先生方、看護師の皆様、職員の皆様に話をいただく機会を持って、我々全体で病院を盛り上げると、そういうふうな気持ちにいただければ大変ありがたいと思います。

院長は、若い方の啓発、研修なんかも本当に一生懸命やって、次代の地域医療を目指す若い先生も育てていると。本当に何でもいろんなところで活躍をしていただいています。今回の委員会の結論はこういうふうになりましたけれども、それこそ総意で奥多摩病院を守ると、そういうような形で議員皆様にもご協力いただき、また、最後、報告にあったように、住民皆様にどうやって説明していくかということも私たちもしっかりと受けとめて対応してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。済みません、お時間いただきました。

○議長（原島 幸次君） ありがとうございます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、12月18日となっておりますので、明日12月17日は休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島 幸次君） ご異議なしと認めます。よって、明日12月17日は、休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、12月18日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後2時54分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員